

平成27年

南三陸町議会議録

第12回定例会 12月8日 開会
12月14日 閉会

南三陸町議会

平成 27 年 12 月 10 日 (木曜日)

第 12 回南三陸町議会定例会会議録

(第 3 日目)

平成27年12月10日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君		
副	町	長	最	知	明	広	君

会計管理者	芳賀 俊	幸君
総務課長	三浦 清	隆君
企画課長	阿部 俊	光君
管財課長	仲村 孝	二君
町民税務課長	佐藤 和	則君
保健福祉課長	三浦 浩	君
環境対策課長	小山 雅	彦君
産業振興課長	高橋 一	清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間 三津也	君
建設課長	三浦 孝	君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里 憲	一君
危機管理課長	阿部 明	広君
復興事業推進課長	糟谷 克	吉君
復興市街地整備課長	小原田 満	男君
上下水道事業所長	及川 明	君
総合支所長兼 地域生活課長	及川 庄	弥君
公立志津川病院事務長	佐々木 三	郎君
総務課長補佐	三浦 勝	美君
総務課主幹兼財政係長	佐々木 一	之君

教育委員会部局

教育長	佐藤 達	朗君
教育総務課長	佐藤 修	一君
生涯学習課長	菅原 義	明君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀 長	恒君
事務局長	佐藤 孝	志君

選挙管理委員会部局

書記長	三浦 清	隆君
-----	------	----

農業委員会部局

事務局職員出席者

事務局長

佐藤 孝志

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

佐藤 辰重

議事日程 第3号

平成27年12月10日（木曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 陳情12の1 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見
書採択を求める陳情書の提出について
- 第 4 陳情12の2 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者
負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するた
めの財政措置を求める陳情書
- 第 5 議案第146号 南三陸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を
改正する条例制定について
- 第 6 議案第147号 南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第148号 南三陸町デイサービスセンター設置及び管理条例及び南三陸町老
人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例制定について
- 第 8 議案第149号 南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第150号 南三陸町町民バス条例を廃止する条例制定について
- 第10 議案第151号 南三陸町復興交付金基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第152号 南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例制定について
- 第12 議案第153号 南三陸町被災市街地復興土地区画整理事業基金条例制定について
- 第13 議案第154号 南三陸町立認定こども園条例制定について
- 第14 議案第172号 平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

第15 議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について

第16 議案第156号 公の施設の指定管理者の指定について

第17 議案第157号 公の施設の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

定例会3日目でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

震災復興企画調整監兼地方創生・官民連携推進室長が体調不良のため欠席となっております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において9番阿部 建君、10番山内昇一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

昨日、6番今野雄紀君の一般質問の中で答弁漏れがありましたので、発言を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

今野議員の3件目の質問で、職員の服務規程の関連で、震災後の町職員の居住地、住所地の移動の関係でのご質問がありましたので、保留しておりますので、お答えしたいと思います。

震災後、現在プロパーの職員が282名おります。そのうち、震災後に南三陸町に転入してきた職員が16名、転出した職員が18名おります。18名の転出した職員のうち、婚姻に伴う転出が4名ございました。主な転出先でございますが、18名のうち17名が登米市、1名が石巻市、合わせて18名という状況でございます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

通告6番、及川幸子君の一般質問2件のうち1件目が終了しておりますので、2件目のJR気仙沼線を活用した観光振興策はについて、一問一答方式による発言を許します。及川幸子

君。

〔3番 及川幸子君 登壇〕

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番及川です。

1つ、きのうの1点目の質問の中で訂正方があるんですけれども、議長のお許しをいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。（「はい、どうぞ」の声あり）

それでは、きのうの一般質問の中より介護保険給付費、実績を申し上げましたところ、私が130万ほどと話しましたけれども、これ読み違いしましたので、訂正させていただきます。13億1,000万です。1,300万ほどとなっております。これは介護給付費全体を、施設も含めまして全体、当町で施設入所とか居宅サービスを受けている全体の数字が13億1,300万となっております。訂正させていただきます。

それでは、ただいま議長のほうから2点目のお許しをいただきましたので、JR気仙沼線を活用した観光振興策はということです。

当町の復興後の観光振興を考えると、JR気仙沼線が必要不可欠ではないかと思いますが、町長はBRTに決定したことが報道されました。今後、当町が観光で発展していくための振興策をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、2件目になりますが、JR気仙沼線を活用した観光振興策ということについて、お答えをさせていただきたいと思います。

JR気仙沼線につきましては、とくとご承知のとおり、JR東日本からのBRTによる本格復旧という提案に対し、本町としてこれを受け入れることを既に表明しているところであります。

しかしながら、いまだ最終的な復旧方針については決定をされていないというのが現状であります。したがいまして、このような状況を踏まえ、観光振興に係る現状と今後の方向性について、お答えをさせていただきたいと思います。

今年度、町の観光協会が実施をいたしました来訪者のアンケート結果によりますと、当町への個人旅行来訪者のおよそ7割の方が自家用車により来町しております。同様に、県外からの来訪者も5割以上の方が自家用車を利用しているのが現状であります。

また、団体客の交通手段につきましては、そのほとんどが観光バスなどを利用しての来訪となっており、最近の道路交通網の発達から、全体的に来町する際の交通手段といたしまして

は、自動車がそのほとんどを占めている状況でありました。

また、このような状況に加え、近い将来には三陸縦貫自動車道志津川インターチェンジの開通が予定されておりまして、これにより本町を訪れる際の利便性がさらに向上することから、ますます自動車を利用した来町者の増加が予想されるところであります。

このように、本町を取り巻く交通事情は大きく変化していることから、交流人口の拡大など、観光振興を考える上では、JR気仙沼線だけに注目して考えるのではなくて、JR気仙沼線に加え、三陸縦貫道の延伸や、国道、県道の整備も含めた公共交通全体、交通網全体を面として捉え、来訪者の目的に合った多様な交通手段として考える必要があるものと思慮するところであります。

JR東日本では、関連会社も含め、これまで三陸のものマルシェや、地場産品を活用した取り組みを展開し、地元業者の販路拡大等に貢献をいただいてきたところですが、やはりJR東日本の最大の使命は本町に人を輸送することであり、これにより交流人口が拡大するだけではなくて、地場産品のブランド化にもつながるものと考えております。

町としましては、JR東日本に対し、ソフト面での地域振興、観光振興を要望しており、今後JR東日本においても、能動的に取り組んでいただけるものと期待をいたしているところであります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまのアンケートの結果、7割が自家用車ということ、今ご説明になりました。その7割の方々が、どこから自家用車なりレンタカーなりで来ているとお思いでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多数が仙台市ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 仙台からということは、仙台において、仙台から南三陸町に入ってくるという方法をとっていると思うんです。以前の私もこれ質問したとき、くりこま高原からも相当来ているという町長の答弁ありました。くりこま高原ということは、仙台より近場ですね。1時間ちょっとで来れます。それも料金的なことと、距離が近いということで、くりこま高原からレンタカーでいらしています。ということは、仙台からもくりこま高原からもレンタカーでないと来れない状況下だと思われるんです。今のところ、鉄路がないですから。あれば、その鉄路で来ているはずだと思われるんです。なぜ、そういう状況下なのかという

ことを考えたときは、私はそう思うんです。

ここで、もし鉄路ということ、気仙沼線、これはどのような経緯で開設されたかと考えるとき、町長はどのように思っていますか。この気仙沼線が開設されたということに対して、どのような認識、当時この、現在今はB R Tですけれども、この気仙沼線が昭和52年に開設されたのは、どういった経緯でこの気仙沼線ができたかということをご存じのところでご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳しい経緯については、昭和52年でございますので、私まだ二十ちょっとでしたので、その辺の経緯については私は理解はしてございませんが、ただ少なくとも気仙沼線、いわゆる鉄路をこの地域に引っ張りたいと、地域の皆さん方の熱い思いが結実をして、気仙沼線が開通したというふうに認識はいたしております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私も町長も同じ年代ですから、80年前のことは生まれていないので、当然わからないんですけれども、皆さんも私たちより若い年代層の人たちもいらっしゃいますけれども、ここで1つ、では歴史をちょっと紹介したいと思います。

この気仙沼線は、明治29年の三陸大津波の復興に始まり、昭和8年、昭和35年のチリ津波と、三度の津波から復興のために先人たち、80年の長きにわたる苦難によって、昭和52年に開通したことは、町長もご存じのことだと思います。この開通までにかかわった先人の方々、ご紹介させていただきます。

先祖3代にわたって心血注いだ佐藤ご一家は、現在の森林組合長、佐藤久一郎さんのひいおじいさん、久作氏です。そして、そのおじいさんの弥代二氏は、お父さんの久弥氏をあげております。特に、ひいおじいさんの久作氏は、明治の三陸大津波のときは県議会議員でありました。時の内閣大臣、板垣退助が災害視察のために宿泊したのが佐藤家だったそうです。災害復旧のためには、どうしても鉄道による陸上運送が必要なことを力説し、強引に大臣に説得したそうです。以来、昭和8年の津波を契機として、おじいさん弥代二氏、父君久弥氏へと引き継がれたのだそうです。

次に、高橋長七郎氏、この方は高橋長偉名誉町民先生のおじいさん、おっぴさんですね。この方は、本吉郡内に鉄道を敷くために自分が代議士になって、国会で法制化以外にないと言って代議士になり、大正11年、気仙沼線を建設予定線に編入させることに成功させた方と伝えられています。

次の方は、田中完義氏、以前の志津川町長さんでしたね。昭和35年のチリ津波から復旧には鉄道の必要性を再認識されて、不在町長、鉄道町長とレッテルを張られながら、鉄道一筋に政治生命をかけた人であります。志津川の皆さんにはご存じのはずですね。

このほか、当時気仙沼の宮井町長、本吉の千葉省一町長、志津川の勝倉三九郎町長と続いてまいりました。この三陸鉄道敷設運動80年の歴史を語るとき、いかに志津川の人たちが手をとって津波からの復旧と、陸の孤島と言われる不便なところから脱却し、産業、文化、教育、あらゆる発展のためには鉄路が必要であるとの先人の思いが、今を生きる私たちに伝わってきます。

志津川の先人たちの苦難について、町長はどのように思われますでしょうか。できましたならば、今の私の説明の感想を述べていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういった先人の皆さんのが行動力で、気仙沼線が開通したということで、そういったご尽力をいただいた皆さん方には感謝を申し上げたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 感謝だけでしょうか。そのぐらいの、代々にわたって苦労されて、この地域発展のためにご尽力なされた方々、私は感謝だけではなく、その何とかしようという気持ちがひしひしと伝わってきました。そこで、私はBRTがだめだと言っているのではありません。BRTはBRTなりの今この復興のさなか、BRTでもいいでしょう。

しかし、それを置いた後にはこの鉄路、先ほど町長の答弁では点で結んでいくと話されましたけれども、この鉄道というのは点でなく、やはり線で結ばなければならぬのではないかと思うんです。BRTはあくまでも暫定的な措置で、本格復旧は鉄路であると考えております。本吉の自治会長さんたちの要望としても、今はこの復興期だからBRTでもいいけれども、最終的には鉄路だよということも報道されております。町長は、鉄路は要らないという考え方なんでしょうか。ご答弁お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この件については、及川議員に何回となくお話をさせていただいております。全くご理解をいただけないというふうに認識をせざるを得ないというふうに思います。現状の法線の中で、南三陸町の鉄路を復活するということは正直申し上げて、何回も申し上げますが、不可能です。私何回も及川議員に、あの場所に行ってごらんくださいと言った場

所に、及川議員行ったことありますか。なぜ無理だかということは、現実的に、物理的に不可能な状況に今うちの町の復興事業が進んでいるわけです。そういう中で、我々は総合的に判断をして、先人のご苦労は大変感謝を申し上げますが、現実の我々が今復興事業を進めている中において、鉄路復活はあり得ないということを何回も、物理的に無理だということをお話をしています。ぜひとも及川議員には、その私がここに行けばすぐ一目瞭然、無理だという場所に行っていただきたい、そう思っています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 行って眺めました。しかし、それをここで私たちが云々かんぬんと言っているのではなくて、それはBRTのほうで法線を変えるとか、やり方についてはBRTのほうで考えるものと私は……、ああ、ごめんなさい、BRTでない、JRのほうが考えるものと私は解しております。

今回の震災で、鉄路による人的被害はありませんでした。安全性が証明されたのです。道路と違い、交通事故も少なく、維持コストも道路に比べて安くて、何よりも定時に安全に多くの人たちを運ぶことができます。貨車で産物輸送もできます。お隣の気仙沼市や高田市、大船渡市では陸中国立公園、南の玄関口、南三陸町でJRをストップされたのでは、何の発言力もなくなってしまうと話されています。気仙沼線は、仙台から岩手、青森まで鉄路でつながってこそ、その使命が果たされるものだと思っております。このことについて、町長の考えはどのように思っていますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 議論がかみ合わないと私は思っております。鉄路で今回たまたま、たまたま鉄道で犠牲者が出なかつたというのは、それはたまたまです。ご案内のとおり、地震があった際に、鉄道はその場所にとまります。それが今回の東日本大震災で、津波の被害を受ける場所に鉄道がとまらなかつたということが唯一の救いだったんです。もし、例えば大谷海岸のあの場所で地震があつて、鉄道がとまつてしまつた場合に、あの場所で大変大きな犠牲が出たということは容易に想像ができます。

BRTは、その点に関しますと、少なくとも地震があつても安全な高台に避難をすると、私何回もお話ししていますが、一昨年、11月に津波注意報が出たときに、ここにBRTが3台避難してまいりました。鉄道は、それができません。ですから、もし鉄道で復活するのであるならば、基本的には安全な場所に完全に法線を繰りかえないと、鉄路の復活はあり得ない。そこは少し理解をしていただきたい。

それから、もう一つお話しさせていただくと、大量輸送というお話をしておりますが、基本的に今JRの利用率、震災前、それぐらいの数になったかというのは及川議員、ご承知ですか。大変な、利用者は減っております。

しかしながら、JRという東日本という使命感で、赤字路線ではありながら、気仙沼線ということで運用してきたという経緯、経過を、この辺も及川議員はとくとご承知だというふうに思いますが、そういうトータルのものを含めて、及川議員はずっと心情論でお話をしていますが、心情論ではなくて、我々は今現実にこの南三陸町の復興をどうなし遂げるかということの現実を向き合って、我々は今仕事をしております。過去の方々のさまざまご尽力に対して我々も敬意は表しますが、しかしながら当時と環境が全く違うということは、十二分にご認識をいただかないと、何回この話をしても議論はかみ合わないと私は思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） であれば、気仙沼線、震災前には気仙沼直通バスがありました。あれは、もう気仙沼でいっぱいになつたり、指定をとらないと乗れないほどでした。その路線、時間帯によつても違っていました。町長は、BRTが事故がなくて、そこにとまればそういうことになるとおっしゃいましたけれども、それはBRTにも言えることだと思うんです。BRT……、（「話かみ合わない」「言つてること間違つてゐる」の声あり）いや、私は私の論法でいきます。（「だから、JRとBRTの使い方ちょっと、まず間違つてゐる」の声あり）

それで、先ほど町長が大谷海岸でとまつたらどうするんだという、おっしゃられますけれども、それはBRTも今鉄路の上を、鉄道が敷いていた線の上をBRTが走っています。それはBRTも同じ論法だと思いますよ、大谷海岸を走つていくということに対しては。それは今後のやり方として、それはお金の問題にはまた発展しますけれども、そういう法線を変えていくという方法もあると思うんです、やり方は。だから、私は今BRTが走つてだめだとは言つていないです。今この現状なので、BRTを走らせるのもやむを得ないだらうと、利便性もあるならば、それでもいいでしよう。

ただし、その復興が終つたときには、やはり岩手から青森までつなぐ、鉄路でつないでいくという方策がいいのではなかろうかと私は考えます。ここ南三陸町だけの問題でないと思うんです。南の玄関口で、やはりJRいつまでも、ずっと将来的にもBRTを走らせて、仙台から来て乗り継いで、また気仙沼、岩手で汽車に乗つてと、そういう形にならざるを得なくなるんです、将来的にもBRTを走らせるということは。それでも、将来的には汽車にして石巻線にぶつけるとか、方策はいろいろあるかと思うんです、利便性を言うならば。そし

て、仙台まで1時間で行けるという、学校にも通わせられる、通勤もできるという、そういうような最短距離のほうを選んでいくというような方法も考えられるのかなと思われます。町長はかみ合わないとおっしゃいますけれども、私はそういう考えであります。

では、町長はBRTに乗ったんでしょうか。BRTは、現在前谷地から気仙沼間を運行していますが、接続が悪く、余りにも時間がかかり、乗り継ぎしなければなりません。一度乗ると、二度とBRTに乗らないという町民の人たちが多いです。県外からのボランティアの方たちも、乗りかえは時間がかかり過ぎるとして、レンタカーを利用してあります。

そしてまた、例えば女川原発で事故が発生したとき、避難の手段としてバスということで、この間も訓練をしたようですけれども、時間かかったのが課題になったようですが、鉄道は有力な交通手段となり、まず先日の訓練で佐沼まで随分時間がかかったようですが、鉄道に乗って逃げるという方法もあるかと思うんですけれども、そういう考えはないでしょうか。かみ合わないから、ないかと思われますけれども、一応お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） JRの本数、何本あるか、及川議員ご承知ですか。それから、JRがどちらに向かって走っているかもご承知ですよね。にもかかわらず、女川原発の関係でJRを利用するという考え方そのものが、私はちょっとあり得ないのではないかと、私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私は、その時間帯だとか、そういうことは、この鉄路にするかしないかの後で決めていきたいと思うんです。今は、鉄路復旧をやるかやらないか、そこだと思うんです。先ほどから言っていますけれども、BRTがだめだと言っていないんですよ。将来的に、そういう鉄路復旧も考えてはどうかということを言っているんです。今、震災前と同じ便数で、とまる駅も同じで、ではなくて、復活した折にはそれなりの時間帯、学校の時間帯、いろいろな時間に合わせて、運行はその後のことだと思うんです。

それでは、再三JRのほうとご協議しているようですが、JRは安全のために山側に路線変更しなければと言っているようですが、先ほど言った大谷海岸なんかもそうですが、今走っている路線は安全で走っていますか、BRT。JRの計画について協議した中で、知っている範囲でお答え願います。

○議長（星 喜美男君） どこの路線ですか。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） JRは、JRと協議、再三去年あたりからしていると思うんですけれど

も、初めからBRTありきで来たはずではないと思われるんです。そういうことで、鉄路がこの場所とこの場所、この辺をどのようにするかとか、そういう協議はなされなかつたのか、最初からBRTでいきますと言われたのか、協議の中にそこまで入つていたのかどうか、お答え願います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、震災直後に鉄路を走らせるることは全く不可能です、ご承知のように。鉄橋も何も全てやられてしまいましたから。そうすると、JRとして被災地の皆さんに公共交通の足を確保するために何をしなければいけないかということで、結論として出たのがBRTです。それで、当面このBRTでいきましょうということになったのは、多分及川議員もご承知だと思いますし、我々もそういった経緯の中でBRTの受け入れをということで、これまで進めてきたわけでございます。

最初から鉄路復活とか、あるいはBRT存続ということではなくて、基本的に差し当たり今、被災地の足をどうやって確保するんだというところの中で、BRTというのが出てきたということです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私は、去年のJRから渡された計画路線を見たんですけども、志津川が何カ所、駅は入つていなかつたけれども、変更ルート、気仙沼市さん、大谷、3カ所ぐらいありました。そういうものを見ていますけれども、町長は見てわからないとおっしゃっていますけれども、BRT……、ああ、JRでは、ごめんなさい、BRTばかり言っているのでBRTになつてしまいますが、JRですね。JRは知らないと、計画が知つてないというのであれば、それでいいでしょう。時間27分。

それでは、町の復興事業が進み、姿が徐々に見えてきましたが、一方で人口減に歯どめがきかない状態です。そこで心配なのは、志津川高校の生徒の大幅な減であります。震災前の生徒数413名、現在は295名と、118名の減少であります。震災前は、町外から46名の通学生が汽車利用し、また当町から気仙沼や古川、石巻に通学生もいました。震災後、それもできなくなり、志津川高校が廃校や分校になるおそれがありますが、その辺町長はどのような考えなのか、ご存じの範囲でお答え願います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 高校は県立高校ですので、そのあり方ということについては県教委の管轄でございまして、これは町の管轄ではございませんので、ただ基本的にこの町から高校が

なくなるということは、これはあり得ない話だということで、県教委の方々とお話しする際には、志津川高校はこれまでどおりに存続をしていただきたいというお話をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 絶対なくならないという保証ありますか、町長。県立だからと言っていりますけれども、平成30年に気仙沼高校と本吉西校、西校さんが合併になります。そういうことを考えていくと、もう生徒数も少なくなって、その中で志津川高校の存続が長い将来において考えられますか。私は、危惧される問題だと思っております。その点、お答え願います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 高校の生徒数のお話ばかりしていますが、小学生も中学生も生徒数減少してございます。したがいまして、必然的に高校生の生徒数も減になるという、これは必然的な流れだというふうに思います。

ただ、高校が絶対残るのかということになりますと、これは私県教委でも何でもございませんので、そこまで踏み込んで答弁をするという立場にはないということです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 小中学校もそのとおり生徒数が減っていますけれども、それは町の責任で、今言ったバス輸送、現在はしていますけれども、交通手段は町で考えなければ、これから考えていくことでしょうけれども、高校がなくなり廃校になったりということになると、やはりそれなりの交通機関で学校に通学するという事態にもなりかねないと思うんです。そういう場合にも、鉄路が必要でないかなと思われるんです。そういう意味で、今話しております。

それから、佐藤町長は震災直後から県外に情報発信し、世界的にも南三陸町の知名度を上げられました。これからは、体験観光や観光ガイド等を活用して、南三陸町の歴史、文化、自然、食、伝統などを紹介していかなければ、観光振興策の1つ、交流の時代が来ると思います。復興が落ちついてきたとき、列車を使った家族連れや、防災学習等の誘客を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。その点について、町長のお考えを聞かせてください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは以前からお話ししていますように、人口が減少して、そしてこの町の活力をどこに求めるのかということになりますと、当然交流人口をいかにふやすかということに尽くるんだというふうに、たびたびお話をさせていただいておりますが、基本的に

我々が今 JR とお話をさせていただいているのは、いわゆる JR の、いわゆる人を運ぶというそういう使命、そういったものをうちの町に生かしていただきたいということと、いわゆる交流の促進ですね。

それから、もう一つは、あとは物産関係の、そういった JR もいろいろな店をお持ちになっていますので、そちらのほうで当町の物産を使っていただきたいと、あるいはそのいろいろな施設にマッチングをしていただきたい、そういう要望とか、あるいは教育旅行の誘致とか、あるいはインバウンドの誘致とか、そういったことを含めて JR といろいろ協議をしながら、我々の町にご協力をいただきたいというお話をさせていただいておりますので、これまでもそうですし、今後もそういった取り組み、あるいは JR との連携をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、JR と協議しながら、BRT を使って誘客を考えているという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まさにそのとおりです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 将来的においても、そういう誘客は BRT で考えていくというただいまの町長の方針ですけれども、私はそれに対して疑問を持たれますけれども、町長がそういう姿勢であるのであれば、いたし方ないのかなという気もするけれども、それで誘客が図れまさかと思うんですよ。仙台まで来て、鉄道で来て、そこから今までどおり自家用車、レンタカーを使って来る人たちが多くなるのではないかなど、今と何ら変わらないのではないかと思われますけれども、町長がそういう考え方であるというんですけれども。

それでは、もう一つお伺いいたします。これから、岩手県で行われる物理研究といいますか、リニアコライダーですか、岩手の水沢から本吉まで 50 キロ伸びたそうです。その研究過程において、2,000 人の人口がふえると言われております、見込みですけれども。新しい技術と新たな生活圏もできます。そのときのためにも、何かお考えがございますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、1 つお話しさせていただきますが、基本的にもう、鉄路、鉄路というお話しておりますが、JR と今お話ししているのは、基本的にうちの町の今度さんさん商店街が出てくるところが交通の要衝になります。あの場所から高速バスを仙台に直接走ら

せるという、そういった今打ち合わせもしてございます。そうしますと約1時間で、何回も言いますが、もう1時間で仙台に到着します。そういった今BRTということだけでなく、BRTはある意味この地域間の移動には使うかもしれません、基本的に仙台までということになりますと、現実的には三陸道を使っての高速バス、そちらのほうを利用するという、そういうJRのほうの考え方等もございますので、余りにも気仙沼線の鉄路ということにこだわり過ぎるということは、果たしていかがなのかなと。

基本的にはもう、先ほどこれまでの過去の歴史のお話をしましたが、当時気仙沼線が開通した際の志津川営業所から仙台まで、約バスで4時間かかっておりました。それが2時間という形で直通で気仙沼線が開通なった際に、今までかかっていた時間の約半分ということで、当時の皆様にとっては、まさしく高速交通でした。

しかしながら、今は時代が変わりました。今これから、この町から仙台に行くのに、もう1時間で行くという、そういう三陸道ができるという時代変遷の中で、今及川議員が言っているような話が、果たして現実論としてどうなんだろうと私は疑問に思っております。そこはひとつ、時代の変遷とともに我々の考え方も変わらなければいけないということも踏まえて、お話をさせていただきたいというふうに思っております。

リニアコライダーは直接的に、これ中心になっているのが一関市の勝部市長さんでございまして、私のところにもおいでをいただきましたが、基本的にこの南三陸町に、そのリニアコライダーの関係が直接的なものも影響的なものは、うちの町にはないということは明確に勝部市長さんもお話ししておりますので、多分それが完成しても、いつになるかわからない、多分ずっと将来の話になると思いますが、その件で南三陸町に影響があるかということになりますと、まずないだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ここの町には影響がないと町長がおっしゃられますけれども、お隣、馬籠町もそこのエリアに入るそうです。そうした場合、ここだけの問題で、町長は宮城交通から仙台までの長距離バスを走らせると言っていますけれども、そういうことを考えたらば、本吉町さん、隣の気仙沼市さんのことを考えなければならないのではないかと思うんです。行政というものは、自分の町だけよければいいという問題でしょうか。町長は国の交通基本法を、失礼ですけれども、ご存じでしょうか。交通政策基本法ですね。（「それが質問」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳細は私わかりませんが、今1つ私気にかかるのは、気仙沼と本吉のために、うちの町も応分の我慢を強いらなければいけないという発言には、私は納得しません。基本的に、今何回も言いますが、うちの町でこのBRTを選択をしなければいけないというのではなく、はっきり申し上げて反面は復興をどうやって進めるかということです。今及川議員が言っているようなお話になりますと、基本的にそれではうちの町の復興がおくれてもいいんですかということなんです。町民に及川議員はどのように説明をするんですかということです。

例えば、今、前の志津川駅、あそこあのまま、まだ残っています。あそこは実は、かさ上げをしなければいけない。ところが、あれが残っているうちは、かさ上げ工事もできない。あそこ復興祈念公園になります。そういう事業も手がつけられないんですよ。それをいつまでも気仙沼のため、あるいは本吉のために、それもやらないでいいんですかと、町民の皆さんに及川議員はどう説明するんですかということにならざるを得ないではないですか。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私は復興をとめてまで、それをやれと言っているのではないんです。（「あなたが言うとおりにするととまるのでは」の声あり）いや、そんな、あしたからすぐ復興事業、そのJRの鉄路復旧、あしたからすぐしろという問題で、これはないと思うんです。私はBRTで復興を進めながら、将来的にはJR気仙沼線を走らせるような施策を考えてもらえないかということの今質問をしているわけです。何も復興をとめてまでやってくださいということ、一言も言っていないですよ。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前からお話ししていますように、鉄路復活を法線を変えてやるんしたらば、前にもちょっと、どうするんですかと言って、ちょっと9番議員からも、そういうような質問に答える必要ないんだぞという話ございましたが、何回も言っているように、法線を変えるんしたら、400億の金をどこから持ってくるんだという話ですよ。その議論は全くしない。そういう議論をさておいて、自分の都合のいい意見だけ言い始まつたら、この問題はどこまで行っても落としどころ見つかりませんよ。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 自分の意見だけでないんです。そういう行政は、ここの南三陸町だけではない、近隣市町村もございます。そういうところと一緒にになって、手をつなぎながらやっていくのが行政でないかと思います。

まずは、何回言ってもかみ合わないんですけれども、では交通政策基本法第8条には、国は第2条から第6条までに定める交通に関する施策について、基本理念にのっとり、交通に関する施策を総合的に策定し及び実施する責務を有するとあります。そこで、第22条、国は大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復を図るとともに、当該災害からの避難のための移動を円滑に行うことができるようするため、交通施策の地震に対する安全性の向上、相互に代替性のある交通手段の確保、交通の機能の速やかな復旧を図るための関係者相互間の連携の確保、災害時において一時に多数の者の避難のための移動が生じ得ることを踏まえた交通手段の整備、その他必要な施策を講ずるものとするということが22条にあります。

それから、26条、国は観光立国の実現が我が国経済社会の発展のために極めて重要であるとともに、観光旅客の往来の促進が地域間交流及び国際交流の拡大を通じて、国民生活の安定、向上及び国民経済の健全な発展を図り、並びに国際相互理解の増進に寄与することに鑑み、観光旅客の円滑な往来に必要な交通手段の提供の推進、観光旅客の往来の促進に必要な施策を講ずるものとする。るる、まだまだございます。

32条、地方公共団体はその地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的条件に応じた交通に関する施策をまちづくりその他の観点を踏まえながら、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に実施するものである。

また、31条、国は国民の立場に立って、その意見を踏まえつつ交通に関する施策を講ずるため、国民の意見を反映させるために必要な措置、その他の措置を講ずるものとするとあります。

これは、国の交通政策基本法ですけれども、こういうことを鑑みながら、私たちは常に国にお願いするところはお願いして、つながるところはつなげて、そしてやっていくのが行政のあり方ではないかと思われますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 国の施策は施策として、そういう方向なんだろうというふうに思います
が、よく皆さん誤解しているようですが、我々が相手しているのは国鉄を相手にしているの
ではなくて、民間会社を相手にしているわけです。そこをちょっと誤解している方々いらっしゃって、昔でしたら国鉄でしたらば、国の財源の中でやっていく、しかしながらＪＲ東日本というのは、これは民間会社ですから、そこは利益というものが当然関与してくる。多分
ご承知だと思いますが、ＢＲＴで今気仙沼線運用していますが、これも完全に赤字です。

ですが、これを今なぜＪＲ東日本はやっているかというのは、これはＪＲ東日本としての使命感で今動かしていただいております。そこはひとつ誤解しないようにお願い申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今私はなぜこの基本法を読んだかというと、国にも責任があるということですよ。町長は今ＪＲは民間会社だから、そこにだけ目を向けていますけれども、先ほどからお金がかかる、安全なところを通るためにはお金をどうするんだということをおっしゃられますから、私はそうであればＪＲだけに訴えないので、国を動かすべきだと思うんです。こういう基本法に基づいて、そこまで考えていただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この問題に我々が取り組んで4年半になります。4年半、ずっと国と相手取ってやってまいりました。残念ながら、国とすれば黒字会社には財政の補填をしないということの姿勢は一貫して変わりない、これいつまで続けるんですかという話なんです。これからも5年も10年も続けるんですかという話なんです。

それから、前にもお話ししましたが、基本的に法線を変えると、そして開通をするということになりますと、十数年かかります。その間、町民の皆さんができるかぎりで、その間待ち続けるのかと、これ多分耐え切れないと私は思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） いや、待ち続けるのではなくて、その間ＢＲＴを走らせていると思いますよ。何もないところに、その鉄路だけを待っているということではないと思うんです。そして、新しいところ、安全なところを回るようにするとお金がかかります。ＢＲＴみたいに復旧であれば、ＢＲＴが今津波を受けたところ走っています。そういう復旧であれば、お金がかかるのではないかと思われますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 復旧でもＪＲはお金出しています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ＪＲはお金出していますよね。そうであれば、復旧であれば出せるのではないかでしょうか。私はそういう解釈でいきますけれども、いかがでしょうか。（「何の復旧なの。ちょっと理解できないんだけれども」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今BRTを走らせているのに、JRがお金を出しているという町長の答弁でしたね。であれば、今BRTが津波が乗った災害に遭ったところを走って、そこを直して走っています。とすると、復旧であれば安全なところでなくて、そのままでお金がかからないで走れるのではないかということを申し上げているんです。（「鉄路を前の場所に復旧するという意味ですか、それは」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） BRTがその被災したところを今走っていますよね。今BRTがそこの危ない、震災に遭った危ないところをBRTが走っています。それですっといくのであれば、お金がかからない方法として復旧、今までの場所を復旧していくという方法もとられるということを言っているんです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ここが、やっぱり理解していただいていると思うんですが、JRが今被災した場所を走らせるというのは、乗客の安全・安心を担保できないということが大前提にあります。BRT、先ほど言いましたように、BRTでしたら、いざ地震になった際に高台に避難をできるという、そういうふうな利便性をBRTは持っているんです。ですから、そういう今の場所でJRを鉄路として再開するのは無理だということを言っているのが1つと、それからこれは乗客の安全・安心の問題、それからうちの町としてもうそのBRT、現状の路線の中で、この鉄路で復活するのは物理的に不可能なんだということ、何回も言っています。そういうことなんです。ちょっとご理解いただかないと、もし何でしたら、議会終わったら私と一緒にご案内しますから、なぜうちが物理的に不可能なのかということ、私直接説明させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そこに行かなくても、私は見てきました。それを変えて、安全な方法でいくとなれば、それなりのお金がかかります。それはJRだけでなく、国を動かしてもいいのでないかということを私は言っています。その今の場所をではなくて、安全性な方向をとれば、JRがあとは法線は、我々でなくてJRが考えることだと私は認識しておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員、自分にとって都合のいい議論だけ言うのはやめたほうがいい。全然、私から何回も言っているその財源の手当の問題をあなたは一切言わない。そこをどう

するんですかという問題が、我々としてずっと国とやりとりしてきて、結局国としてこの問題については財源としては補填しないということは、これは4年間明確にずっとその考え方は変わりません。ですから、さっきも言ったように、ずっとこのまま引きずるんですかという話なんですよ。引きずっとままで、この復興が進まなくていいんですかという話になっていくんですよ。そういう自分の都合の悪いところはさておいて、自分の心情的な思いのところばかり言うから、この議論はかみ合わないんですよ。もっと現実を見ていただきたい。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） あと時間がないんですけれども、私の都合のいいことばかりと言いますが、ではこれから南海トラフの災害があった場合、今国会は法を改正しようとしております。黒字会社にでも、そういう場合は補填するというような国の動きがあります。そういうことも鑑みて、私はこれからでも国に訴えていくべきだと思います。私の考えだけではなくて、私は全体を見回して言っているつもりですけれども、町長は私の、そのお金の絡むところは逃げているというような話ですけれども、それを国に要求するために私は今、この国の政策基本法を読んだのであります。こういうこともありますから、国を今まで4年かかって動かしてきた、それだったら別な手法で今度は動かしていくという方法、トップとして考えられませんか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） JRとはこれまで23回、会議しています。それ以外に個人的に、個人的にというか、うちの町にも何十回とおいでいただきてやってございます。新たな手法と言うのでしたら、及川議員、私と一緒にJR本社に行きましょう。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） JRでも国会でも、どこにでも行きます。

あと1分ありますけれども、私はあくまでも国を動かしてでも、復興は復興としてやっていきながら、復興も大体この先の予算もついて、めどもついて、財政的には国からの了解をもらっています。これから予算的には確保しております。

あと、事業を町協のそこの志津川市街地の町並みの整備でありますけれども、それらをやりながら、私はしながらでも、そっちの復興が見えてきたので、JRのほうに本腰を入れて、これからも取り組んでいただきたいという思いでおります。絶対やらないと、それでも絶対町長は、鉄路復旧はやらないという考えなんでしょうか。もう一度、ご答弁お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ここまで来れば、もう無理ですと何回も言っている。残念ながら鉄路復活は、気仙沼はわかりません。気仙沼の方々が鉄路を望むのは、それはそれで、運動するのは別に否定も何もしません。

しかし、南三陸町で鉄路復活するというのは、これは不可能だということは再三申し上げておりますが、これからも我々として鉄路復活というよりも、現実に今のこのB R Tを利用し、この南三陸町の町をどうつくっていくかということに邁進をしていきたいというふうに思っております。

いずれ、及川議員とはかみ合わないというふうなお話にならざるを得ないんですが、基本的にはもう一度お話しさせていただきますが、ぜひとも私がご案内しますので、町内の、なぜ無理なのかということについて、とくと一緒に私が行って説明しますので、ご同行願いたい。

○議長（星 喜美男君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告7番山内昇一君。質問件名、1、町民の定住化促進に雇用対策の考えは。2、避難路線等の整備進捗と計画は。3、本町史跡地等の名木保全対策は。以上3件について、一問一答方式による山内昇一君の登壇、発言を許します。山内昇一君。

〔10番 山内昇一君 登壇〕

○10番（山内昇一君） 10番山内は、議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問いたします。質問の相手は、1も2も先ほど申しましたように町長、それから3問目は教育長にお願いいたします。

質問の事項、町民の定住化促進に雇用対策の考えは。質問の要旨、現在、町の大きな課題であります高台移転の事業も順調に推進され、いよいよ町民の帰還時期が待たれる。これを機会に町民の定住化対策として、活力ある安定した雇用の場の早急な構築が必要不可欠です。

Iターン、Uターン、そしてJターンの若者にも、新生南三陸町の魅力を十分に発信すべきということでお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 疲れましたので、ゆっくり話させていただきます。

それでは、山内昇一議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

移住や定住の促進は、深刻化する人口減少問題への対策として、積極的に取り組んでいかなければならぬ施策であります。そのためには、町内に魅力ある雇用の場をつくることは大変重要であるというふうに認識はいたしてございます。これまでも、求職者の雇用促進を図るため、無料職業紹介所を設置して、職業紹介相談員が相談業務、就業のあっせん等を行つてきました。

また、若者の地元への定着及び雇用の拡大を目的とした新規学卒者雇用促進事業や、地域の活性化と雇用の創出につなげるための企業支援事業などを実施して、町内企業者に対する雇用環境構築への支援策を講じてきたところであります。

今後は、これらの施策を着実に進め、商工会など関係団体との連携を強化して、魅力ある雇用の場づくりの支援に努めるとともに、雇用の確保や地域経済の再生に向けて、我が町の特性に合った企業誘致をあらゆる機会を捉えて推進していくことが必要であると考えております。

さらに、創業支援事業計画の策定による創業者への支援を充実させ、町内で起業したい若者などの呼び込みを図るとともに、総合戦略と連動した移住相談窓口の設置等の取り組みを着実に推進することで、Iターン、Uターン者についても我が町の魅力を発信してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ただいま町長からご答弁をいただきました。私もちよつと少し長くなりますが、お話しさせていただきたいと思います。

震災から4年8カ月、最優先課題である住宅再建は、歌津、戸倉の防集団地の工事が終了し、28年度内に志津川を含む災害公営住宅整備が終了の予定でございます。

さらに、志津川病院も完成し、念願の再開となりました。町民の皆さんのが、やっと長い仮設暮らしから帰還することになります。

そこで、町民には将来にわたって地元で安定した生活設計が立てられる基礎となるなりわいの確保が期待されると思います。町民が希望を持って生活できるよう、町として安全・安心な定住のため、雇用の場の提供も重要であり、就業支援対策を実現すべきではないかと思います。

議会と住民との懇談会が先月7日から3日間、9つの会場で開催されましたが、町民から人

口減少に伴う雇用の場の確保となる工場とか企業誘致などを重点的に取り組んでもらいたいと、そういった旨のお話が何度かありました。

地方創生、特に交流人口、定住人口拡大を考え、本町でも地域再生の視点からも、復興から創造的発展に向けて若者を呼び寄せ、地域発展につなげる雇用の場の創造、雇用機会の実現は、帰還する町民に夢と希望の力を与えると思います。特に移住やIターン、Uターン、Jターン、最近はRターンというのもあるそうですが、若者が都市から地方都市に移住する傾向も少なくないとの報道がされているようございます。

三陸道も供用開始となれば、交通アクセスも飛躍的に向上し、移動時間のロスも少なく、復興加速にさらに向上すると思います。交流人口拡大策には、固有の地域資源の活用を図り、本町の特色ある環境、就労環境整備が、多様な選択をし、町民とともに考えることが最も重要なことだと思います。これも、小さくともきらりと光るまちづくりにつながると思いますので、その辺のご所見をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 以前、議会でご説明させていただきましたが、移住用の住宅が5戸完成しまして募集をして、現在全て埋まってしまったということですので、大変当町においてて頑張ってもらえると、そういう方々がふえるというのは、大変町にとってもうれしいことだというふうに思います。

実は、先日ですが、南三陸町で今仕事をしてくれている復興応援バイトの方々がいらっしゃいます。二十数名いらっしゃるんですが、この間、その方々と交流会を開催をさせていただきまして、さまざまご意見を頂戴をいたしました。結局、皆さんとの想い、共通するのは南三陸のために自分の力を発揮したいという方々でした。そういう意味においては、大変ありがたい想いを持って、この町に来てくれているんだなということ、認識をさせていただきました。

とりわけ、雇用の場ということでお話でございますが、多分ご承知だと思いますが、この気仙沼ハローワークの今の有効求人倍率は、もう2倍ということになっておりまして、雇用の場とすれば、ある意味ご提供できる環境にあるだろうというふうに認識をしてございますが、いずれただ、そこのマッチングをどうするかということについては、これは課題なんだろうなというふうに思いますが、いずれにしましても今ご承知のように、町内でいろいろ企業が復興して工場を再開、あるいは広く工場をつくっている方々いらっしゃいますが、問題は人手不足ということがよく言われてございまして、せっかく工場を再開をしても、人手が足り

なくてなかなか増産に踏み切れないという部分もございますので、そういったマッチングをどうするかということが、町にとっても大きな課題だろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ただいまご答弁いただきました。交流人口の拡大ということで、近年地方都市は軒並み少子高齢化といいますか、その中に被災地にはさらに2割以上の人口減といったようなデータも出ているようでございます。

本町にとっても、これから向こう10年かけて増加する見通しなく、むしろ衰退につながらないように頑張らなければならないといったことで、交流人口の拡大が有力な対策の1つになるのではないかなと思います。

そういった中で先ほど町長お話ししましたように、いわゆる気仙沼のハローワークが2倍といった中で、そのマッチングをどうするかといったことが大きな課題だとお話しになっておるようでございます。確かにこの人手不足ですが、いろいろ若い人にも好みといいますか、仕事の内容がいろいろありますと、規定の仕事だけではなかなかつけないと、あるいはそういった都会から来る方にとっては、田舎の仕事といいますか、地方の都市に自分の好みの仕事がないといったようなお話もあるようでございます。

先ほど、住民懇談会の中で町民の皆さんのお要望の中に、工場誘致、企業誘致といったようなお話をご紹介しましたけれども、これなかなか今復興の中に、即工場誘致とか企業誘致、これは無理だと思います。

しかし、この先創造的な復興の町の考え方であれば、やはり受け皿として、そういった敷地あるいはそういった造成が、もしかなうのであれば、そういったことの対策も今後考えて町民に希望を与えるといったことも必要ではないかと思います。

当時、震災前、南三陸町では自動車関係のバイハネスといいますか、そういった仕事、下請の仕事でしょうけれども、戸倉とか入谷地区、町内にも数あったような記憶がしております。南三陸町の地形からしますと、海に面しております、やはり海風といいますか、潮風が吹くものですから、精密機械にはちょっと合わないのかなと思いますが、それ以外の仕事でしたら工場誘致にも可能性があるのかなと、そういったこと、町民の皆さんのがこのふるさとに帰ってくるとき、1つでも仕事がふえてあれば、そこを力にして、この町の復興再生にかける意気込みも違うと思います。できるだけ若い人たちの好みの仕事、そういったことが選択肢の中に1つでもふえれば、町の活性化につながると思います。そういったことで、今後の取り組みといったことが、どんなことが考えられるのか、お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 宮城県が主体になっているんですが、企業立地セミナーというのを年に2回、東京と名古屋で開催してございまして、そちらのほうで企業、うちの町においていただけませんかということで、県内の市町村が取り組んでおりますが、かといってなかなかそれが、では実行性に結びつくかということ、なかなか厳しい問題は現実としてございますが、しかしながら、地道にそういう誘致活動を展開をするということは、今後の町の雇用の関係も含めて、大変重要なんだろうというふうな思いがあります。したがいまして、担当課含めて、そういう企業の誘致の問題についても積極的な形の中で取り組んでいく必要があると、今後継続していく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 町長から今後取り組んでいくといったようなお話をございます。そういったことですが、交流人口の拡大には今観光が最も有力視されています。震災前は100万人以上の交流人口があったそうですが、今現在80万ですかね、8割といったことも聞いております。

しかし、ボランティアセンターのほうにいろいろお聞きしたこともあります、今復興のために来ている皆さん、さらに近年この地に仕事を求め、あるいはこの地で何かやりたい、そういうこともあるようですし、少数ではございますが、この南三陸町で結婚なさったカップルとか、あるいは住まいを持って、そこで生活しながらいろいろ工房活動をしているといった方もおられるわけでございます。そういう方とちょっとお話ししたこともありましたが、やはり住まいのことが一番、家屋、そういったことが一番ネックになっているということをお話しになりました。

そういう中で、近年シェアハウスといいますか、若い人たちがグループで同居をするといった中で、低料金でそこを拠点として活動している、地元で活動するといったような取り組みをしているようなお話を聞きます。1軒丸ごと貸すといったことではなく、大きな農家などでは作業部屋とか、あるいは部屋数もかなりありますので、そういう空き部屋あるいは空き家を利用したシェアハウスのような、そういう取り組みも、また仮設住宅の空き住宅が、もしそういったものが転用できるものでしたら、そういうことの取り組みを町としてどういうふうに考えているか、お話しいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話をありましたように、うちの町においてをいただくということにつ

いて、ずっとこれ以前から言われているんですが、住居をどうするんだと、住まいがどうするのというお話は随分いただいてまいりました。残念ながら、今こういう状況でございますので、なかなか提供できないという現実もございまして、登米市のほうにお住まいになって、この南三陸のほうに通って、そして仕事をしていただいていると、そういう方々も結構いらっしゃいます。

今、シェアハウスのお話いただきましたが、私もシェアハウスでお住まいになっている方々とちょっと何回もお話ししたことあるんですが、最初の1年ぐらいは、少なくともシェアハウスでお互いに遠慮し合いながらでもお住まいになっているんですが、1年ぐらい、1つの目安としてなんですが、1年ぐらいたってみると、やっぱりどうしてもお互いに遠慮するということで、プライバシーの確保もなかなかできないということもございまして、なかなかずっと、では2年も3年もということになると、非常に難しいなという率直なご意見もいただいてございますので、いずれ町としてもこういった災害公営住宅等の建設も進んでおりますし、それからその入居要件につきましても大分緩和の部分が出てまいりましたので、その辺でもう少しお待ちいただければというふうな思いもございます。仮設住宅の件については、担当課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 仮設住宅のシェアハウス化ということにつきましては、現在においてはまだその辺の検討は行っておりませんが、制度的にちょっとそこは無理があるのかなと感じるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 南三陸町、本町に突然首都圏で、あるいはほかの県であるような事例をそのままやれということではないんですが、ただ若い人の考えには結構そういったシェアハウスの活用といったことを言っている方もおります。首都圏で若者に人気があるそのシェアハウスですが、一つ屋根の下で複数の人が共同生活すると、男女の出会いも自然にありますて、外国人との同居もあったりして異文化の交流を深めたり、あるいは首都圏ですと若者が中心になって入居者のニーズとか、そういった対策を進めて、いろいろな提案とかまちおこしに寄与しているといったような実態もあるようでございます。

しかし、この町ですぐこれがなじむかというのも私もちょうど疑問ですが、ただ空き家対策としては有効だと思います。そういったことで、空き家のある集落もあれば、家主さんとの協議で、そういったことの提供も町として考えてもいいのかなと。

ただ、古い家ですと水回りとか電気とか、そういったライフラインのことも、やはり老朽化しているので、相当そういった経費もかかるとは思いますが、そういったことは町当局のいろいろ指導で、そういったことの対処もして考えてもらえばと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今空き家という部分での、中心としたお話でございましたが、現在地方創生・官民連携推進室のほうでさまざまな総合戦略を立てて、年明けぐらいにはそれがおおむねまとまるという段階まで来ております。その中の1つに、やはり空き家をどう使っていくかというようなことも盛り込まれてございます。

現在は、来年からその空き家を調べるわけですけれども、ただやみくもに空き家を探すということではなくて、どのような調査をするのが一番効率がよいかというようなことも含めて検討をしているという段階です。

以前の議会でも申し上げましたが、空き家の場合だと、当然その所有者だけではなくて、相続人の方がいたりとか、さまざまな権利の関係も、その物件によってまちまちでございますし、それから物件によってはやはり相当の修繕費が伴うようなものもございますので、そういう調査をするための台帳のようなものをきちっとつくって、手戻りのないような、そういう空き家対策事業をやろうということで、今準備事務をやっているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 仮設住宅の空き家という観点から、私のほうから述べさせていただきます。

現在、仮設住宅につきましては、集約化のこともありますて、今後の入居率、入居者のシェアレーション等もつくっております。何回もお話ししておりますが、3月定例会あたりに集約化の計画なりがまとまれば、報告したいということで考えておりまして、その流れからいたしましても、なかなか難しいのかなと思います。

今後においては、防集、それから災害公営の進捗状況に応じまして、一律延長、特定延長といったことの判断もする時期も来ますので、それとあわせながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ただいま空き家のことについてお話ししましたが、入谷地区に今度ビジ

ネスホテルができました。いりやどとか、そういったこともありますし、また民泊もやっております。そういう中で、提供はしているんですが、結局ボランティアあるいは都会から来る方は、コストの面でやっぱり料金が高い、あるいは経費がかさむといったようなことがネックのようでございますので、そういう空き家対策、あるいはそういったことも活用できるのであれば、今後町としてお願いするようなほうがいいかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

きょうは、私雇用の問題ということでご質問しておりますので、次のほうに話をえますが、例えばまちびらきが行われて、商店街が今のさんさん商店街からこちらに移ってきます。そして、市街地形成といいますか、そういうことが進みまして、計画ではいわゆる三陸道に面したほうに道の駅等も出るようでございます。そういうことのまだ詳しい内容はわかりませんが、できるというお話の前提で、いわゆるその雇用の確保といった働き場をつくるといったことで、いわゆる農産物とか特産品の、そういう即売できるような施設をつくることによって、そこに雇用の場が生まれるのではないかと思うわけでございます。

また、そういうことを望む町民の方もかなりおられます。それで、その辺の構想といいますか、考えはどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 商店街形成の中で、今議員ご質問の内容に触れる部分がありますので、私のほうでお答えをさせていただきたいと思いますが、まちびらきの中でそういう産直機能という部分についても、現在検討といいますか、含みに入れた構想を持っておりまして、おっしゃるとおり地元の一次産品を商業施設の魅力として取り入れながら、事業を開いていきたいということで考えられております。したがいまして、今後は生産者の方々と、それから実際に商業をやる方々が安定、計画的に魅力のある商品を継続的に提供していくような体制づくりというところが肝心になってこようと思っておりまして、町といたしましても、そのあたりの関係者の連携という部分をうまくつくっていきたいというふうに現在考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 私は物産館ということで、道の駅に付随した建物あるいは施設として整備して、もちろん南三陸町は農産物だけではないですから、水産物のいわゆるブランドのようなものを試食したり、あるいは販売できたり、そういう物販コーナーも備えた、そういう施設の整備によって、若い人たちの雇用にもつながるのではないかと思って、お話ししま

した。まだ、しっかりと計画の内容は示されておりませんが、ゆくゆくそういったことを進めてもらえばと思います。

それから、今体験交流の中で観光振興がありますが、かなりの方が体験交流あるいは観光で来ているようでございます。その中で、インバウンドといいますか、外国の方もかなり見えられておりましてし、台湾の方々も、あるいはアメリカ、もう長期滞在しているような、そういった観光の形になっているようでございます。その中で、やはりこのネックになっているのは、先ほどお話しした民泊のことなんですが、いろいろ規定あり、あるいは町、県、国のいろいろな決まりがありまして、なかなか容易に進められないといった部分があります。そういうことの規制緩和ですか、消防とか、あるいは保健所ですか、そういったことのクリアというのは、なかなか厳しいものがあるようでございます。その辺もっと緩和できる、あるいはその民泊だけに限って、そういった特例のようなものは今後考えられないのかどうか、そういう事例あるいはそういった考えについて、何かお話でもありましたら、お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まさしく民泊でお迎えする際に、保健所等の規制が結構厳しいと、各県によって随分違うんですが、宮城県は大分厳しいということで、いろいろご要望もいただいておりまして、ただ7月だと思いますが、知事がうちの町に来たときに、私の方からその辺の規制緩和ということについてお願いをさせていただいて、それから間もなく知事から電話きまして、宮城県も岩手県……、岩手県は緩和していますので、随分緩いものですから、岩手県と同様の方向でしますということで大分、大分といいますか、規制緩和になりましたので、これからはある意味民泊の数を、受け入れる数をどうこれからふやしていくかということに尽くるんだと思いますが、いずれそういった規制は、非常に撤廃になってきたということですので、大変それはふやしていくのに大変ありがたい好材料だというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 済みません、町長から今すばらしいといいますか、いい情報をいただきまして、ありがとうございます。なかなか農家の方、あるいはその民泊に協力してくださる歌津、志津川、戸倉の地区の皆さん、やっぱりいざとなるとそういったところも正直難しいとなると引っ込みがちといいますか、そういったことでお客さんといいますか、台湾の校長先生の人たちが、いわゆる教育旅行の中で下見に来たことがあります。私の家にも泊まり

ましたが、校長先生で、生徒数幾らぐらいいるんですかということで、コミュニケーションとれない中でお話ししましたら、生徒数は2,000人ぐらいいるといった中で、南三陸町を中心に民泊をしたいといったようなことで、下見に来ております。実際、観光協会の方も向こうのほうに見えられて、いろいろ交流をしていると聞いておりましたが、そういった中で今後ふえていくその民泊の利用といったものも、町として対応をもう少し利便性を持って農家、あるいは一般の家庭に普及させるような方法を講じていただきたいなと思いますが、その辺ひとつお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ここ1年、1年もならないかな、半年ぐらいですか、台湾の方々が大分うちの町においてをいただいておりまして、山内議員のお宅にもお泊まりだったということですが、非常に大きかったと思うのは、病院に台湾の紅十字から支援をいただいたということがございまして、台湾国内でも、これ大々的にニュースで報道になりました、この間もそうなんですが、宮城県においてになった台湾のインバウンドの方々、この病院を視察をするというのが1つのコースになってきたということですので、大分台湾の方々は、うちの町に関心をお持ちをいただいて、それから自分たちが実際にお金を支援で出したものが、どのように身になったのかと、あるいは形になったのかということ、一番わかりやすいのがうちの病院でございますので、そういった観点でたくさんの方々に、これからもおいでをいただくよう、我々も努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 民泊に対するニーズが非常に高いということで、民泊家庭をふやしていくかなければならない、この部分につきましては、本当に非常にそのとおり人気が高いんですけども、震災前、農業と漁業の体験ということで、民泊家庭の方々にお願いをしておりましたが、海辺の方々と、それから市街地の方々の分が大分減ったわけなんですが、今後につきましては、その農業、漁業の体験ということではなくて、南三陸町の暮らしの体験という形の中で、特に農家でも漁家でもなくとも、日本人の、南三陸町の方々の人情の厚さでありますとか、この地域の暮らしぶりなどを子供たちに体験してもらうということで、特段その家庭の産業にかかわらない民泊事業を展開しようというふうに考えております。そういった形で裾野を広げて、民泊のご協力をいただけるように、町民の方々に広くご協力を願いして、民泊事業を進めていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君）　課長のお話、もっともだと思います。これからも南三陸町のよさといいますか、そういったことを売りにして、なかなか台湾の方は親日性が強くて、特に町長お話ししたように、南三陸町は本当にブランド品として、南三陸町でなくてはならないような、そういった校長先生のお話をちょっと借りりますと、そういったことで来ているようでございます。もう本当に何よりも南三陸に来ることが、そういった満足感を得るといった、そういうお話までいただきしておりますので、ぜひこの機会をうまく利用して、交流人口拡大につなげていただきたいと思いますので、その辺の対応をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、話はちょっと横にそれましたが、雇用拡大という策の中に、やはり地元の企業あるいは商店でもいいんですが、そういったことの体力をつけていただきまして、そして長い間に雇用を確保するといったような、つまり簡単にいえば補助金とか助成とか支援等を町当局あるいはして、商店とか企業を応援して、力がついたところで雇用を確保していただくと、そういったことで町民の帰還の一人でも多くの人に地元の仕事についてもらうと、そういったことの取り組み、あるいは新しく起業ですか、仕事を起こすという起業ですが、そういったことの起業者をふやすと、新しい取り組みをする方を支援するといった、そういった取り組みについてはどうでしょうか。

○議長（星　喜美男君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　まず、雇用の関係で支援ということでいえば、新規学卒者の方々を町内の企業が雇用していただきて、町内に住所を有する方という限定ですが、そういう方がお雇いをいただきて、3ヵ月以上で企業に直接30万円をお支払いをするという、そういう雇用を誘導するというふうな施策も展開をしてございますし、これはちょっとうちの町で結構震災前からやっていますので、結構長いことやっています。

それから、あとは起業、業を起こす、こちらのほうも支援制度をつくってございまして、これまでにも何件かこれをを利用して起業した方々いらっしゃいますので、ある意味大きな企業というか会社ということではなくて、そういった1人ぐらいの雇用を雇うような、そういった会社を起こす人たちの支援というのも大変大事だということで、我々としても震災後になりますが、そういった支援制度を拡充して今やってございます。

○議長（星　喜美男君）　山内昇一君。

○10番（山内昇一君）　だんだんにあれですが、農協さん、つまりJAさん、あるいはJFさん、それから森林組合と、そういった窓口、あるいは各大手の商店さん、そういったことの雇用の体制といいますか、地元に来ても、そういう仕事につきたいという方もおるわけでござい

ます。そういったことの取り組みは、どうなっているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そこは、JAとJFの方々の雇用の部分にまで、こちらのほうとして、なかなかそこに入り込むというのは、これはちょっと難しいというふうに思っております。

（「少しよろしいですか」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 今、関連の部分で少し補足させていただきますが、緊急雇用事業などで、それぞれの産業団体に若い人材が働いてみて、そこでそれにマッチングするようであれば、そのまま継続してもらうという形の中では、後押ししたことにはなるのかなと思いますが、その先はやはり町長がお話ししたとおりのことです。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） そういったことの要望をする若い人たちもおられます。商工会あるいはポータルセンター、あるいは観光協会、そういったところの窓口はどうなっているのでしょうかとかという問い合わせもあります。そういったことに私もなかなか答えられないものですから、この際雇用の中で町の取り組みをはっきり聞いておいたほうがいいのかなと思って、お話ししたわけでございます。

雇用については、この町に帰還する時期が来ましたので、とにかく町民の方に夢と希望ですか、そういったことを持ってくるわけでございますので、ぜひ力を抜かないで町民の皆さんに末永く定住していただく、あるいは外部から来る若い人たちについても町内にとどまるよう、そういった施策というものを町として強めていただければと思います。それが、最終的には町の活性化につながると思いますので、ひとつその辺よろしくお願ひしたいと思いますが、最後にその辺についてお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 最後のほうに山内議員からお話ありましたように、そういった方々にいかにおいでをいただくかということについての取り組みについては、今後も継続してまいりたいというふうに思いますし、それから今ちょっとこちらからのアドバイスがあったんですが、中学生とか高校生が今福興市のほうで一生懸命頑張ってございます。そういう方々が、まさに地域を愛する、ふるさとを愛すると、そういう気持ちで取り組んでいただいているので、そういう方々がこの地元に残って、南三陸の復興のためにお力を貸していただけるというふうに確信をいたしてございますので、そういった子供たちの活躍の場ということに

ついても、我々はしっかりと後押しをしていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ありがとうございました。これで、1問目を終わらせていただきたいと思います。

2問目、質問事項、避難路線等の整備進捗と計画はでございます。要旨は、これまで補修工事を重ねた路線もあるが、発災から4年8カ月経過の中、復興関連等で交通事情も大きく変化し、本格的整備が待たれるが、町道の避難路線等の計画や整備はでございます。よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、ご質問の避難路線等の整備進捗と計画ということについてお答えをさせていただきますが、震災直後の町内の道路網につきましては、幹線道路を初めとして壊滅的な被害を受けて、物資の搬入等もままならぬ状況になりました。これらの教訓のもとに、当町の震災復興計画として、なりわいの場所はさまざまであっても住まいは高台ということで、人命を最優先にすることといたしてございます。

津波の際の避難としましては、南三陸町の地域防災計画においても、原則として徒歩で避難をするということにしてございます。この計画に基づきまして、海岸沿いの集落におきましては、漁業集落防災機能強化事業におきまして、地域の住民の方々と話し合いのもとに、避難階段等の整備を行うということにしております。

志津川市街地につきましては、海岸線沿いにTPプラス8.7メートルの防潮堤を整備して、背後についてはより高い盛り土を行いまして、主要幹線道路網を整備をいたしたいというふうに思っております。

また、国道45号の法線につきましても、従前の新井田川と位置の交換を行いまして、西側に移動することによりまして、高台である中央地区へいち早く避難できる計画としております。

避難路線等の整備としましては、津波復興拠点市街地整備事業によりまして、志津川地区の高台3団地を結ぶ復興拠点連絡道路の町道志津川環状線と、国道45号から東地区に連結する高台避難道路の町道東山街道線を施工中であります。現在の進捗率は、町道志津川環状線が約35%、町道東山街道線が約50%というふうになっております。今後とも住民の方々、当町を訪れていただく観光客等の安全を確保すべく、必要な道路整備を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたしま

す。

午前11時57分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最知副町長が、国土交通副大臣来庁のため退席しております。

山内昇一君の一般質問を続行いたします。山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 午前中、町長から答弁をいただきました。海岸線といいますか、被災地についての復旧活動、復旧事業ですか、その中の避難道路について、るる説明がありまして、十分わかりました。私、被災地のほうのみならず、被災当時使ったいわゆる避難道路についてもご説明をいただきたいと思います。

特に、今お話ししますが、いろいろな路線というのは、震災時避難路線として緊急物資の輸送路として十分その役割を果たしました。特に、自衛隊避難、町民の皆さんのがいの道として重要な機能を担って発揮してきたわけでございます。極めて重要な避難道路として、今日の復興に寄与してきたと思っているところでございます。その後の管理が、一部は補修工事もしたようですが、整備におくれがあると思ったわけでございまして、それで早急に整備あるいは着手していただきたいなと思ったところで、今回質問したわけでございます。その道路といいますか、避難道路として入大船の梨の木線とかあるいは信倉線、そして坂の貝の峠線、入谷横断1号線と、それから磯の沢、秋目川に通ずる道路と、そういうところのご説明をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 震災当時、国道とか県道が不通になったということで、それらの町道、それから林道について、緊急輸送のための道路として利用されたということでござります。それで、今お話あった中で、それぞれご説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、坂の貝線から申し上げたいと思います。当時坂の貝線、特に歌津の地区の部分、約500メーターほど、まだ未開の部分が残ってございます。改良計画等もまとめて、それぞれあとは国のはうの補助申請、または作業ということで考えておりましたが、ただそこで1点問題がありました。残り500メーターでありますが、当時の事業費として4億を超えると、多分現在ですと5億を多分超えているんだろうとは思うんですが、1つは事業費が1つネックだということで、ルート変更も含めて再検討が必要だという状況でございました。

それから、横断1号線につきましては、議員ご存じのように現在、地区との説明会を開きながら、改良に向けた測量作業を実施をしているという状況でございまして、来年度から、合意いただいた分から用地の補償に入っていきたいというふうに考えているところでございます。工事につきましては、用地がまとまった箇所から随時工事の発注をしていきたいと、目標とすれば平成32年までの間に、1.5メーター区間については完了をしたいというふうに考えているところでございます。

それから、信倉線につきましては、国道398号線取りつけ部分につきましては、三陸道の工事にあわせて既に改良済みということで、残っている部分の今改良が待ち焦がれるという状況でございます。これにつきましては、議員の皆さんからもいろいろご要望、ご指摘をいただきまして、維持管理ができる分については今対応をしているという状況でございます。

残っておりますのが梨の木線、ご存じのように林道でございます。そもそも言いながら、志津川環状線と合わせますと、45号からこの地点まで国道を介さないでつなぐことができるという路線になっていることから、まずもって林道から町道に認定がえをする必要があるだろうというふうに考えてございます。その後に社総交になりますか、また財源の確保をしながら、随時計画を進めていきたいというふうに考えているところでございます。当面は維持管理で対応させていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 明細なご説明いただきました。私もう一つ言ったんですが、磯の沢線といいますか、そういったことももしかりましたら、お願いしたいと思います。

全線いろいろ改良工事あるいは用地買収に基づいて進捗するといったお話、前進あるご回答をいただきました。財源にもいろいろ制約もあり、また復興後の事業として、この路線だけではないはずですので、確かに大変だとは思いますが、地域の要望は非常に大きいものがございますし、先ほど申しました部落懇談会等でも、この話が何度も出たわけでございます。我々からすれば、それなりの答弁といいますか、お話はしましたが、やはり詳しいことあるいは今後のことについては、担当の方に聞かなければわからない点がるるありましたので、今回一緒に説明を受けたわけでございます。その点、梨の木線を含めてお話をいただければと思います。ああ、ごめんなさい、磯の沢線です。済みません。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼しました。1路線抜けておりました。磯の沢といいますか、町道大沢線、それから林道大沢線のことだと思いますけれども、多分何年か前の議会でも同じ

ような話題が出たかと思います。

現在、平成27年度内の志津川インター供用開始を目標に今進めておりまして、志津川海岸インターにつきましても、28年度供用開始ということで今事業が着々と進められているということでございまして、緊急物資輸送路ということであれば、それらが代替できるだろうというふうに考えているところでございます。よって、今までの全4路線と比較すれば、緊急度は逆に低いのかなと、ただそう言いながらも奥地に住居等もございますので、いずれその辺適正な維持管理には努めていきたいと思っていますし、今後の動向につきましては、三陸道の供用状況を見ながら、さらに整備が必要かどうかは、それはその時点でまた判断が必要になるというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 全て舗装にしろとか拡幅工事をしろと言ったわけではございませんで、担当課の判断あるいは地元の要望といったところを、そういったことをつかんで、避難路として、あるいは生活道路としても利便性を欠かない程度に整備していただければと思います。また、進捗がおくれているといったことについては、地元の説明とか、あるいはそういった機会がありましたら、我々からもお話はしますが、町当局からもそういったお話が、説明があればと思います。

特に、この坂の貝線からの横断1号線につきましては、地元の皆さん大分期待しております。そういった中で、何年たってもその姿が見えてこないといったような、そういった苦情といいますか、お話も出ているようですので、この辺は少し気を引き締めて頑張ってもらいたいと思っていますのでござります。その辺、先ほど説明ありましたが、もう一度具体的なものがありましたら、お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） スケジュールがはっきりしているものだけ、お知らせをさせていただければと思います。

横断1号線につきましては、8月に事業着手に伴う説明会をさせていただきしております。それで、今月の21日に一定のその法線といいますか、考え方がまとまりましたので、21日に地元で説明会をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、年が明けまして来月1月下旬になりますけれども、さらにご意見いただいた中で検討した修正案といいますか、それを1月下旬にはまたお示しをしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ただいまの課長の説明で、わかりました。道路関係は以上にしたいと思います。

次に、第3点目に入りたいと思います。本町の史跡地等の名木保全対策はということで、お願いします。質問の要旨は、近年の地球環境の温暖化による環境の変化、松くい虫の被害や災害から免れた名木の現状を伺うものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 山内昇一議員のご質問にお答えさせていただきます。

地球温暖化による影響は、気象や自然環境への影響と、社会や経済への影響と大きく分類され、その多くの事柄は、まだ評価途上であります。先月末から世界規模でのサミット、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議、いわゆるCOP21で現在も話し合いが行われているところであり、地球規模で対策を講じていかないと、諸所の問題も解決し得ないものと思っております。

気象や自然環境への影響では、気温や海水温の上昇、海面の変動、異常気象や激しい気象の増加、気候の変化、生態系の変化、植生や地形、景観の変化などが挙げられますが、松くい虫、いわゆる松枯れ被害もその要因の1つであり、約40年前にマツノザイセンチュウとマツノマダラカミキリという2種類の虫が原因であることがわかっており、マツノザイセンチュウが松枯れを引き起こし、そのセンチュウをマツノマダラカミキリが媒介して、松枯れを急速に広げており、当町もその例外ではございません。この2種類の虫については、マツノザイセンチュウは輸入した木材から日本に入ってきており、マダラカミキリは暖かいところを好む虫であることから、温暖化により年々北上して被害を広げているところであり、この2種類の虫だけではなく、前段で申しましたように、さまざまな影響による原因が複雑に絡み合って、被害が深刻となっているものと考えられます。

当町における松くい虫被害対策等につきましては、担当課のほうで適切に対応していると認識しているところでありますが、被害木の面積の増加により、課題が山積しているのではないかと思っております。

さて、史跡地等の名木の現状と対策についてであります。当町の名木としては町の天然記念物の植物として指定している11件と、旧町、旧志津川町時に指定名木として指定した15件、合計26件の貴重な古木等がありました。さきの震災により、流出や塩害により枯死し伐採等になったものが5件確認されており、それ以外にも松くい虫によるものが3件、自然災害

によるものが1件、安全面に係るものでは1件となっており、残された天然記念物の植物で8件、指定名木で8件、合計16件の名木が現在生息しております。

残された名木も、ほとんどが古木でありますことから、必要に応じて樹勢回復等の措置をとっているところであり、今後も定期的な巡回や管理について関係機関等と協議の上、適切な対応を講じていきたいと考えておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 教育長より、生態から国際的な病氣あるいは地球温暖化のメカニズムについて、詳しく説明をいただきました。松くい虫あるいはマダラカミキリセンチュウですか、そういったものの生態あるいは植生あるいは本町における影響等も説明していただきました。

そこで、大震災で本町は甚大な被害を受けて、美しいリアス海岸では津波等の損壊による流出で、大変大きな被害を持っているようでございます。今回、震災復興事業で海岸線は非常に高い防潮堤などで覆われて、安全面としては非常に守られた構造でございますが、景観も大きく変化したということで、いわゆる観光面にも少しへ影響あるのかなと思います。南三陸金華山国定公園だった当時から、現在は復興国立公園に編入されて、ますます観光資源として価値が高まるところでございますが、先ほど教育長お話しのとおり、我が町に16本の名木があるといったようございますが、その中で枯死したり、あるいは松くい虫の被害に遭ったり、あるいは安全面で倒木をしたといったことで、現在残っているものも数少ないといったような現状のようでございます。

文化財というものは、管理次第で随分保存が違ってくるようでございます。復興事業にあわせて、この文化財の特に成長している、あるいは生物等の管理というのは大変お金がかかりますし、管理も大変だと思っているところでございますが、一度なくせばやはり二度と再び戻るものではございません。そういうことの中で管理運営していくということは、ご苦労もありますが、我々としてみれば町の財産であり、あるいは宝であります。そういうことの重要性を鑑みまして、今後の管理あるいは保存に対する処理、そういうことの事業を進めてもらいたいとは思います。そこで、具体的に場所あるいは名前をお話しして、その木の、あるいはその杉とか松の名前をお話ししまして、ご説明を願えればと思います。

1本目は荒沢神社の太郎坊杉ですか、そういったことの管理状態はどうなっているか、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 太郎坊につきましては、議員ご承知のように、樹勢を回復するという

ことで薬剤の注入等を図って、古木ですから、古木についてはやっぱり慎重に対応するということで、いわゆる専門家のほうにも確認していただいて、その都度やっぱり様子を見ながら樹勢回復を図っているという状態でございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 私も何度か見てまいりました。ただいま根の付近、覆って保護している状況でございます。

しかし、実際の原木を見ますと、かなり樹勢回復には遠いのかなと思ったようでございますし、今後の対応としてはどのようなことを考えているか、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） それでは、太郎坊杉ということで、太郎坊杉につきましては、ただいま教育長申し上げましたとおり、樹勢回復といたしまして、一昨年と本年、肥料のほうを注入してございます。そして、その後経過観察をしておりますけれども、太郎坊の北側といいますか、そちら側のほうはちょっとやはり樹勢が落ちているんですけども、特に南側のほうの部分については、新芽が出ているようなものを春先に確認しておりますので、こういった形で少しずつでも、この新芽が芽吹いていけば、ある程度の樹勢のほうはしっかりと回復している途上なのかなというふうに感じておったところでございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 樹勢回復には私はちょっと見えないと言ったら失礼ですが、かなりダメージのほうが大きいのかなと、それだけ震災による被害が大きかったのだと思いますが、樹木医さんのいわゆる診察の結果といいますか、そういったことがわかりましたら、お知らせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 実はことしの下の根のほうに同じように、同じようにといいますか、肥料を入れたわけですけれども、こういったことをしたほうがいいということ自体、樹木医さんのほうのご指示がありまして、下を根のほうを掘り返して、そこに堆肥を入れて、根をしっかりとしていくというふうな治療を行ったところでございますので、いずれ樹木医さんのご指示によりまして、そういった造園業者にあと依頼して対応しているということで、どうしても目に見えてというふうなところは、やっぱり木も大きいものですから、徐々に徐々にそういったものが見えてくるのではないかなと思っておりましたので、その辺は経過を注意深く観察していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 大分苦労されているということは本当に伺っておりますが、我々から見ればなかなかその効果が、成果が上がらないのかなと。それだけ古木ですから、樹勢回復が見られないのかなとは思っております。

しかし、やはりもとは次郎坊、太郎坊、2本あった木が今、対であったわけでございますが、今はたった1本、その1本が枯死状態といったようなことで残念に思うんですが、少しでも回復して、また成長を続けるのであれば、これは町の名木ですから、そういったことで管理をしていただきたいと思います。そうすると、いわゆる今後も大丈夫だというような判定なんですかね。その辺。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 判定といいますか、やはり効果のほうは出ておるようでございますので、もう少し経過を観察していきながら、必要に応じて、もし確かに議員おっしゃるとおり、なかなかそう見られない部分もあるのではないかというふうなところもございますようであれば、もう少し経過観察しながら、場合によってはまたお願ひするような形もあろうかと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 担当のお話のとおり、我々素人から見ればいろいろ言えるんですが、やはりそれだけ手入れをして、樹木医の指導のもとに処置をしているということは本当にありがたいことなんですが、なかなかその結果もすぐにわからないといった中で、時間が経過していくといったようなことでございます。できるだけいい方向に結果が出ることを期待したいと思います。この太郎坊杉の件については、また機会がありましたらお知らせをいただきたいと思いますので、これでこの辺は終わりたいと思います。

それから、今度は入谷の一本松についてお願ひしたいと思いますが、当時いろいろ前課長さんが課長時代に、いろいろ手を尽くしていただきまして、かなりこの木に関しては樹勢回復したのかなと思いますが、その辺はどうでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） こちらも、一昨年やはり樹勢回復措置を行ったところでございます。一昨年もやったんですけども、こちらもちょっと実施したその場所が、やはり同じ実施のやり方としては、根のところの土を掘り返して、そこに堆肥を入れるということをしました。樹木医さんのお話からすると、長年、例えば車が入ったり、あるいは人が踏んづけ

ることによって、土がパンパンにかたくなってしまったようだと、その関係でなかなか根が弱ってきたようですねというふうなことだったようでございます。

一昨年行いましたのが、あそこの半分をやって、それで一定の効果が見られて、ただそれはなかなか全体の回復にはつながらなかったということで、今回はその反対側のほうを掘り返して、そこにまた堆肥を入れまして、措置を施したところであります。一定の効果があらわれまして、樹勢が回復しているというふうには認識してございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 大変ご苦労さんです。そういったことで、入谷の一本松というのは、南三陸町といいますか、当時は志津川町だったんですが、県無形文化財の指定を受けている入谷八幡神社に伝わる打ちばやしのみこし渡御をするお休み場と通称言っていますが、その場所にあるもので、貴重なものでございます。そういったことで、町当局にお願いして、いろいろ手入れ、あるいはそういった処置をしていただいているんですが、その結果がいいということは地域挙げて、あるいは町自体でも、その成果があらわれているということ、本当にうれしく思っているところでございます。

ただ、完全に樹勢回復したということが見られないからは、やはり地域としても心配でありますし、そういっても我々の判断ではなかなか決定ができませんので、専門の方のいわゆる診断といいますか、そういったことでお願いして、その結果を見るといったことが精いっぱいでございますので、ぜひこのことも引き続き町当局のほうで、結果が出ましたらいろいろお知らせいただければと思います。そういったことで、ぜひこの木も保存に向けて努力していただければと思いますし、柵が回っていますが、当時は車の駐車場みたいにとまっていたときもあったわけです。そのときから見ますと、今環境もよくなりましたし、保護しているといったことで、我々としてはこれからも多分いいのかなと思いますが、気を抜いたり手を抜くと、やはりもとどおりになってしまって、今後も引き続き管理、それから手入れについては強くお願ひしたいなと思っているところでございます。

それから、この件についてはわかりました。最後に、もう一本ありますが、これは入谷のお寺の前にありますが、教育委員会で指定した、いわゆる名木でございます。そういったことで、吟松山普門院のかさ松について、ちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） お待ちください。最知副町長が着席しております。佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 普門院のかさ松、私も何度か行つきました。大変すばらしい松で、近隣の方もこれを大事にしているんだという話も聞きました。私が見て直視した感じで、やつ

ぱり松の一部が枯れているということでした。これ専門、いわゆる樹木医、専門の樹木医さんに枝の一部を採取して確認してもらったところ、これは松くい虫にやられているというような、そういう診断というか、確認をされております。したがって、このいわゆる松くい虫に侵されている松のこれから管理というか対策というか、これ今後の問題かなと、こういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 今教育長から衝撃的な発言をしていただきまして、私もそれはそれなりに考えてはいたんですが、せいぜいそれほどひどくはないのかなと思っている地域の方もいますが、やはりこの松くい虫の症状が出てきたわけですね。我々あそこを地域で、クマド山といいますが、桜の植樹をして、日々管理あるいは見守りをしているわけでございます。そういう中で、どうも様子がかなりひどくなってきたように見られるということで、町当局には今まで継続して樹幹注入等の手入れをしてもらっていたような経過があるわけでございます。そのことは感謝しますが、それがいわゆる病木といいますか、松くい虫等に侵されなければ、それはよかったですですが、そういうせっかくの手入れ、樹幹注入をしていても、そういう松くい虫に侵されるといったことは、どういったことなんでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 松くい虫、まずもってかさ松、大きな幹が2本あるんですけれども、実は2本ともそのような状況だということで、樹木医の先生からはご結論をいただいたところであります。なかなか、なぜ松くい虫被害に感染したかということに関しては、明快な答えを持ち合わせているわけではないんですけども、どうしても媒介していくのがカミキリムシという虫だということですし、町内広くそういった被害が出ている中でありますので、気をつけていたとしても、何ともいかんともしがたいことであったんだろうというふうには思われます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 教育長もごらんになったということで、おわかりですが、その参道の黒門のところにある松でございますが、これ樹齢が600年以上、樹高が約25メーター、胸高直径が1メーター75と、そう表示されております。そういう中で、ここ2年ぐらいですか、から症状が見えてきて、もしくは治るのかなと、あるいは回復するのかなと思っていたんですが、それが一向に治らないし、むしろ枯れ葉がふえているといったような感じでございます。我々だけでなく、地域の方全てが皆さん注意して見ておられますし、そういうことの中で症状

が一向に回復しないような感じでいるわけでございます。

樹幹注入の中で、グリーンガード・エイトというんですか、ショットワン・ツー液というのを注入して、1,140ミリリットル注入したと記載されておりました。そういったことで、これは平成22年の2月にも、それからことしの3月にも注入したといったようなお話があるんですが、この間隔というのは、注入の間隔というのは、おくれはなかったんでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 樹幹注入の薬剤ということですけれども、今大変すばらしい薬も出ているやには聞いておるんですが、一般的には大体数年、5年ないし7年ぐらいにその薬、その議員おっしゃった薬のそのものというのは、詳細には把握しておりませんけれども、一般的にはその樹幹注入用の薬というのが、5年前後もつというふうに言われておりますので、間隔としては適當ではなかったのかなというふうには思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 我々もそれは多分役場さんの樹幹注入をしたということの話の中で、それは期間的には間違いなかったのかなと思ってはおりましたが、いわゆる地球温暖化に影響されるような松くい虫の異常なふえ方で、近隣の山林等の個人の山、共同山、あるいは近くの山についても、同様に松くい虫が随分被害が見えております。その中で、いわゆる山門の松は特別なものとして思っていたんですが、やはりそういった病気には勝てないのかなと、あるいは松くい虫の防除が手に負えなかったのかなと思ったわけでございます。やっぱりこれ以上の手入れといいますか、そういったことはないのか、このままでと、どうも悪い方向に行くような気がするんですが、その辺どうでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） まことに残念なことではあるんですけども、いろいろ調べてみましても、松くい虫に侵されてしまうということになると、それが完治するというのはないというふうに言われておるようでございます。樹幹注入についても、その進行をおくらせるというふうな効果はあるというふうには書いてございますけれども、残念ながら治るというふうなものではないというふうにございますので、逆にさらなる二次被害をあとは防いでいくというふうなことになろうかとは思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） まことに、まだ全体的に見ると大丈夫なようなところも見えますので、一応安堵感はあるんですが、ただこのままの状態でいくと、どうも悪い方向に見えるという

一部の人も言っているようですし、私自身も毎日見ているような感じなんですが、どうも枯れ葉が、冬のせいもありますが、枯れ葉が多くなってきたというような状況ですし、樹幹注入や松に対する消毒とか、そういったものが手抜かりなくやっているとすれば、やっぱりそれは虫のほうといいますか、松くい虫の被害がどうしても強いのかなと、被害が大き過ぎて、なかなか手に負えなかったのかなと思いますが、やっぱり何か手おくれといいますか、あるいは末期現象といいますか、そういったことのように感じ取られては、まさにうまくないわけで、あそこは吟松山普門院という名前なんですよ。吟松というのは漢字で、おわかりだと思いますが、松がなくては吟松山になりませんからね。そういったことで、保存方、強くお願いしたいと思いますが、先ほどの樹幹注入にしても、もう少し期間を短くしてやるといったようなことはできないんでしょうかね。その辺、定例にして。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 松くい被害に関しましては、我々なかなか専門ではないものですから、特に専門、松くい被害専門に扱っている産業振興課さん等々とちょっと相談しつつということにはなりますけれども、特に名木というふうな部分に関しましては、樹幹注入が1つの今有効な手段であるとすれば、余り頻繁にやっても今度は何か松自体に影響を与えるやにも、調べると書いてあるものですから、その辺は考慮しつつ、場合によってはその間隔を短くしたならば効き目が上がるとすれば、そういったのもひとつ考えてまいりたいというふうに思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 震災が復興に向かっている途中で、気づいてみたら名木も1本ずつ枯れしていくというのは、これまことに残念なような感じなんです。それで、ぜひ手おくれといったような判断をしないで、手入れには抜かりなくやってもらいたいのは我々の、私の考えなんですが、樹木医さん、何といっても判断は樹木医さん、あるいは町当局の担当の方の判断が大切だと思いますので、松の回復が結局本当に見られるのかどうか、その辺の早目のお知らせといいますか、判断を地元のほうに、我々のほうにひとつ早目にお願いしていただきたいと思います。樹木医さん、この次といいますか、そういった診断とか、そういったことはいつごろの予定なんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 特に今時点において、樹木医さんに次の診断をというふうなものは予定しているわけではございませんけれども、なかなかその松、一度やっぱりどうして

も松くい虫に入られてしまうと回復というのが、完治というのは望めないようなものであるというふうなことでございますので、樹木医さんにご依頼するというのは、ちょっと追って考えていかないとはいえないと思いますけれども、まずはその樹幹注入等々の時期なども相談しながらやってまいりたいというふうに思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 次回、その樹木医さんが来るとき、我々のほうにもお知らせをいただきまして、ぜひ立ち会って、そういったことで直接樹木医さんとのお話あるいはその経過とか、そういったことの報告を交えて知りたいなと思いますので、ぜひそのことも今後の対応として考えておいていただければと思います。

それから、今3本ほどお聞きしましたけれども、部落懇談会の中で、近年松くい虫が非常に多いということで、倒木の被害といいますか、そういったものがあつて、例えば歌津地区の泊のほうですか、そういった方、漁業の方だと思いますが、いわゆる漁港のほうに流れ着いて、処分に困るといったことのお話も今度出ました。そういったことの中で、いわゆる保安林とか、そういったことは町では直接関係があるかどうか知りませんが、町のものではないでしょうけれども、保安林等の地域も、できたら町内のものを調査していただいて、また産業廃棄物になりますか、その漁港に流れ着いたものの処分とか、あるいは処理についても、担当課は別でしょうけれども、そういったことの処理についても町のほうで考えていただければ、部落の要望といいますか、そういったこともありますので、ひとつその辺についてもお願いしたいと思いますが、どうですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 最近、波が立ったりしたときなどに倒木が流れてきて、漁港のほうで引き揚げをして港に置いているという状況でございます。それについては、うちの管理費の中で、それにつきましては所定の大きさに切って、クリーンセンターのほうへ持つて積み上げているというふうな状況にあると。今、ちょうどクリーンセンターのほうあきまして、今一生懸命やっているところであります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 早速対応していただきたいと思います。漁船等の被害とか、あるいは漁港に対する邪魔ですかね、操業に、あるいは美観的にもうまくないといったことで、いろいろ言われているようでございますので、私は場所的なことは余りわからないんですが、歌津

の泊のほうということで、多分保安林があの辺にずっと続いているといったことでお話をあ
るようでございますので、ぜひその辺の管理あるいは処分についても、担当課のほうでひと
つやっていただければと思います。調査のほうもひとつ、地元の方とも連絡を密にしてひと
つ、やっていただければと思います。

それから、この松くい虫ならず、町内の公園とか史跡等の管理について、いろいろ万全を尽
くしているとは思いますが、やはりパトロールとか、あるいは見回りとか、そういったもの
の中で、直接名木でなくとも、いわゆる観光客の方々の危険、リスクを減らす意味でも、や
っぱり松くい虫で侵された木というのは、非常に弱いんですよ。もう豆腐のような感じで、
そくっと落ちてきますから、音もしないでね。そういうときに人が近くにいたり、あるいは
車をとめていたりしますと、大変な事故になる可能性があるわけで、そのために道路の支
障木なんかも町のほうにお願いしているという現状がありますので、ぜひ公園管理あるいは
学校も含めて、そういったところの管理を徹底していただければと思いますが、その辺につ
いて最後ひとつお願いします。（「通告外なんだよね。誰が答弁するの」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） それでは、松くい虫の関係からお話を
させていただきたいと思います。

議員ご承知のように、松くい対策につきましては、これまで町としましては保全すべき松林
区域というものを設定しまして、神割、それからひころ、尾崎、田東ですか、の4カ所を限
定して実施してきているところでございまして、またその周辺につきましても、被害が拡大
しないようにということで、伐倒あるいは樹幹注入等の対策をしてきているところでござい
ます。それにつきましても、県の補助事業がございますので、そういった補助事業を優先し
ながら、事業を実施してきているところでございます。それ以外の町道とか、そういう公共
的で危険が伴うような場所につきましては、支障木というようなことで、道路の管理担当課
とも相談しながら、伐採等をしてきたところでございます。今後も、そういった形で進めて
いきたいと思っておるところでございます。ということで、よろしくお願ひしたいと思いま
す。

○議長（星 喜美男君） 以上で、山内昇一君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

る意見書採択を求める陳情書の提出について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、陳情12の1、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書の提出についてを議題といたします。

職員に陳情を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。陳情12の1については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情12の1については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情12の1を採決いたします。本陳情を採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情12の1は採択とすることに決定いたしました。

日程第4 陳情12の2 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険
利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年
度継続するための財政措置を求める陳情書

○議長（星 喜美男君） 日程第4、陳情12の2、東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める陳情書を議題といたします。

職員に陳情を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。陳情12の2については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情12の2については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情12の2を採決いたします。本陳情を採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情12の2は採択とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後2時06分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第146号 南三陸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第146号南三陸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第146号南三陸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定について整備を図る必要があることから、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第146号の細部説明をさせていただきます。

議案書については2ページ、議案関係参考資料は3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、議案書の2ページの部分でございますが、南三陸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例ということで、全部で5条立てとなっておりまして、1つの条例で5つの条例を改正する内容でございます。

第1条を除きまして、第2条から第5条までの改正理由につきましては、同一のものとなっております。

まず、議案関係参考資料の3ページでございますが、第1条関係の新旧対照表になります。備考欄に、地方公務員法の一部改正に伴う項目の改正とあります。今回、改正された地方公務員法によりまして、人事行政の運営等の状況の、いわゆる公表事項につきまして、人事評価の状況及び退職管理の状況が新たに追加されました。それと、職員の休業に関する状況を追加いたしております。

ただし、職員の休業の状況につきましては、既に従前から公表いたしておりました。一方では、人事評価制度の導入によりまして、勤務成績の評定の状況が削除されたために、今回第3条各号列記部分につきまして、地方公務員法の改正趣旨に基づき、本町の条例もあわせて改正する内容でございます。

特に、人事評価につきましては、来年4月から実施について義務づけられておりますので、現在人事担当課の総務課におきまして、準備を進めているところでございます。

なお、本年度の人事行政の状況の公表につきましては、議員ご承知のとおり、広報みなみさんりく12月号で周知いたしておりますところでございます。

次に、議案関係参考資料の4ページをごらんください。

これは、第2条関係の新旧対照表ですが、これも備考欄に地方公務員法の改正に伴う引用条項の改正とあります。地方公務員法の第24条は、給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準を規定している条文でございますが、先ほどご説明いたしました人事評価の導入によって、第24条の第2項が削除されまして、1条ずつ繰り上がりとなりましたので、下線部に記載のとおり、第24条第6項を第5項と改めるものでございます。

次の議案関係参考資料5ページから7ページまでの第3条から第5条関係までにつきましては、同様の改正内容となります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君）済みません、3番及川です。わざとでないんですけども、タイミング的に取れてしまいました。

それでは、ただいまの説明の中で、評価点ですか、勤務成績の評定の状況、これが、6が抜けて、改正案の中から本文に入ったということなんですけれども、この評価というものは、どのような形でなされるのか、ご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 従来は勤務評定につきましては評価項目等が明示されないまま、上司から的一方的な評価で行ってございました。これを今度は人事評価ということでございまして、現在制度設計中でございますけれども、まず職員の能力、それと業績、この両面から評価するということで、能力といいますと職員の勤務態度とか職務の適性とか、そういうふた部分でありますけれども、あとは業績につきましては、与えられたミッションを的確にこなしているのか、期限までにしっかりと対応しているのかといったことを書面で、いわゆる通信簿みたいな形になるんですけども、まずもってそれを自己評価して、自己評価した調査票を今度は直属上司になろうかと思いますけれども、その上司が評価すると。例えば係長レベルであれば、そのまた上の課長職がまた評価するといったような状況で、大体3段階にわたって評価する内容で人事評価を行うという形になります。この評価をもとに、翌年度の人事異動の資料にするとか、また昇給、昇格の資料にするといった形で使われることになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明でわかりましたけれども、適材適所という言葉をよくお使いになりますけれども、今の職員の例えれば例を挙げてみますと、包括に行っている方で、ライセンスを持ちながら事務の仕事、主任ケアマネを持ちながら事務の仕事をやっている方、それから保母を持ちながら一般事務をしている方、さまざまありますけれども、そういう方々の評価というものは、本来任用の時点で、もう保母なら保母、一般事務なら一般事務というふうに入ってきたいるわけなんですけれども、そういう評価はどのようにして、今の総務課長の説明であれば、その担当課の上司が評価するというような解釈でありますけれども、入ってきている人たちが適材適所に配置されていないということは、私的に言わせてもらえば、能力の発揮が違ってくるのかなという私なりの判断基準になりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 数ある職員を数ある組織の中で運用するわけなので、職員個々それぞれの能力が違う中で組織運営をしているわけですから、若干本人の意思とは違うセクションに配備されることも確かにあろうかと思いますけれども、今現在運用している中では、必ず定期的に上司が部下と、身上調書という書類がありますので、その書類をもとに自分が今抱えている悩みとか、今3番議員がお話しのとおり、ちょっと私はこのセクションでは合わないのではないかといった場面も見受けられる場合もありますので、そういうときには、人事担当課で担当課長のヒアリングをする際に、個々の職員についての状況も伺いながら、対応できる限り翌年の人事異動に反映させているといった状況ではございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1日のうちで職員は職場に長い時間いられますので、その辺、今総務課長が言ったように、職員とのコミュニケーションをとりながら、ぜひそのことを人事のほうと本人を交えた上で、適材適所なセクションに置いてもらうように頑張っていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。私も1点だけ伺いたいと思います。

先ほどの前者の質問で、能力、業績ということで説明あったんですけども、そのほか3段階ですることで、そこで1つ聞きたいのは、よく民間の企業ですと、もう何年も、このところ成果主義ということで、勤務の評定というか、なっているみたいでそれとも、今回のこの改正によって、幾分私、今の説明で聞くと、そういう要素も盛り込まれるのかなという、そういう思いがあったんですけども、そういう状況にあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 民間の場合だと、確かに営利を目的とする状況でございますから、一定のノルマというものは評価尺度に入ってくるとは思うんですけども、ご承知のとおり公務ですから、公務の評価尺度をどこに求めるのか、かなりやっぱり難しい状況下にあります。

現在、今制度設計中でございますので、どの辺までの部分を達成指標として入れるのかというの非常に難しいんですけども、一定のそういう数値目標を掲げて、やっぱりやらないと、量的な尺度がないという形になりますので、できるだけ個々人または評価する側にとつ

ても、わかりやすいような形で制度をつくりたいなというふうには考えております。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の答弁で、公共の福祉というか、そういったことを目指してする仕事でしょうからあれなんですけれども、先ほどの説明での業績というのは、公務をする上でのこの業績というのは、例えば具体でどのような形になるのか、もし説明がつくなら伺いたいと思います。以前ですと、結構勤務評定だと、ほとんどの方が上のほうについているということは確認というか、聞いていましたけれども。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） ちょっとまだ具体的な部分については、今全国でもまだ30%ぐらいしか入っていないものですから、先進事例を入手しながら今つくっているんですけども、仕事の成果の部分で、一体どういった尺度があるのかというのは実際は、着眼点はあってもまだその数値的な形は入っておりませんので、明確な答弁は難しいんですが、あとは例えば職務のいわゆる知識とか、知識を持ってちゃんと臨んでいるのかとか、あと理解、判断力の部分でどれぐらいのレベルがあるのだろうかといったところが、評価尺度になってくるのかなというふうには思います。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 現在構築中でということなんですけれども、私できれば望みたいのは、昨日の一般質問でも言ったんですけども、スーパー公務員的な、そういった人材というんですか、何かに、例えばストーブだったらストーブに関して、公私を混同するまでも入れ込んで、そういったエコ事業に貢献するとか、そういったような形の人材が育つような、こういった改定になればという思いを伝えまして、確認とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今、今野議員の話の内容ですと、例えば任期つきの研究員とか、いわゆるその分野の特化したスペシャリスト、ゼネラリストのやっぱり職員が一番よろしいのかなというふうに思います。

当然、我々一般職ですから、やっぱりどのような業務に対しても事務職であれば対応できるゼネラリストでなければならぬのかなというふうに思いますので、専門職等の分野とは若干、異にするものではないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） ほかにござりますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第146号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第147号 南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第147号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第147号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係規定について整備を図る必要があることから、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第147号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について、細部を説明させていただきます。

議案書につきましては4ページから9ページとなります。

この条例は、前議案と同様、1つの条例で5本の条例を改正するという内容でございまして、その内容につきましては、議案関係参考資料8ページをお開きください。こちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。

まず、1番の趣旨でございますが、記載のとおりでございまして、平成27年度の税制改正に係る町税条例の改正は、この春に既に皆様からご承認をいただいているところでございますが、改正された地方税法の一部に未施行部分がありまして、その施行が来年の4月からとい

う予定になっております関係上、関連する規定の整備が必要になったということでござります。この改正条例では、ここにお示しした（1）から（5）の5本の条例を1つの条例で改正するということでございまして、（1）と（5）については町税条例関係でございます。

それから、（2）、（3）、（4）は固定資産税の課税免除に関する条例ということで、いずれも税に関連する条例ということで、今回あわせて改正させていただくというものでございます。

2番の主な改正内容でございますが、3点ほどございます。（1）は趣旨でも申し上げたとおり、税制改正により見直された地方税の徴収猶予制度に関するものでございまして、平成26年度に改正されました国税の猶予制度を準用した形で、町税条例についても規定の改正等を行ったものでございます。その内容は、今まで定めのなかった徴収猶予に係る申請書の記載事項を定めたり、換価、お金にかえるということでございますが、の猶予に係る規定等を明確化したものでございます。議案書の改正条文の第1条の規定に係る部分でございます。

（2）は、記載のとおり、町税条例における減免の申請期限をさきの議会等で既に改正させていただいておりますが、町税条例以外の関連する固定資産税に係る単独の条例にも、納税者の利便性の向上を図るために、同様の改正を行うものでございます。納期限の7日前までの納期限の日数を納期限前日までということで、その申請の期間の拡大を図った这样一个内容になってございます。

（3）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、番号法に係る町税の申告書や申請書に記載すべき個人番号及び法人番号の規定を整備するものでございます。

それぞれの改正規定の施行日でございますが、こちら主な改正内容のアンダーラインの部分を見ていただきたいのでございますが、1点目、第1条関係につきましては28年4月1日、（2）の改正条例の2条、3条及び4条に係る部分は公布の日から施行、それから（3）の番号法に係る部分につきましては改正条例では2条、3条、4条、5条に及ぶ改正になっておりますが、これにつきましては来年の1月1日からの施行というような条文となってございます。

なお、次のページ9ページから23ページにつきましては、それぞれの条例の新旧対照表ということになりますので、ごらんいただければと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明で、1週間延びたということの解釈なんですかけれども、今ですと月末いっぱいまでが納期限となっていますけれども、1週間延びたということはどういうことなのか、もう一度ご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それぞれの税目に関しての納期限の今までの条例ですと、7日前までに減免、それぞれいろいろな減免の規定がありますが、それを7日前までに申請しないというような条例の内容になっておりました。これが、国の地方税法の改正で、その辺はその自治体の状況に合わせて短縮することも可能ですよというような通知があったということで、それぞれの自治体で何日までだったら処理が可能で、それを適用させるかということを検討した結果として、当町では納期限の前日まで申請を受け付ければ減免の適用をできるのではないかというような内容で、前の議会でそれらの町税条例に関する改正は行ったところだったんですが、単独の固定資産に係る条例についてはまだその部分、改正を行っていなかったということで、今回税法の改正とあわせて改正させていただくというような内容でございます。よろしくお願ひいたします。（「了解しました」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第147号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第148号 南三陸町デイサービスセンター設置及び管理条例及び南三陸町老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第148号南三陸町デイサービスセンター設置及び管理条例及び南三陸町老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第148号南三陸町デイサービスセンター設置及び管理条例及び南三陸町老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町デイサービスセンター及び南三陸町老人福祉センターを平成28年3月31日限り廃止したいため、関係条例を廃止するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第148号、廃止条例の細部についてご説明を申し上げます。

条文につきましては、議案書の11ページをごらん願いたいと思います。

本案につきましては、現在指定管理者制度に基づき、管理運営を行っております南三陸町デイサービスセンター及び南三陸町老人福祉センターにつきまして、指定管理の期間が終了する平成28年3月31日限り、これを廃止するものであります。この2つの施設につきましては、皆様ご承知のとおり、合併前の平成元年に歌津町が事業主体となり建設をいたしまして、翌年から社会福祉法人歌津町社会福祉協議会が、合併後の平成18年度からは指定管理者制度に基づきまして、社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会が管理運営を行ってきたところでございます。

なお、閉鎖後の平成28年4月以降につきましては、現在の指定管理者であります南三陸町社会福祉協議会へ施設を譲渡いたしまして、継続的にサービスを提供することによって、町民福祉の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、細部説明といたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

これは、旧歌津町のときの社協のイメージが個人的には頭に入って強いのかなという思いが

ありますけれども、今ここに来て、この廃止されるということに対してすごく疑義が生じるんですけれども、合併以前の社協と合併して今、合併した後の現在までの3月31日までの社協の運営のあり方についてどうだったのか、社協としてのあり方ですよ。

あしたに、社会福祉協議会の赤い羽根の募金が始まりますけれども、それらを踏まえて社協のあり方、現在は介護保険制度が変わって、給付のほういろいろな事業を社協のほうでとり行っていますけれども、それとあわせて震災後、ボランティアの受け入れなどに力を入れてやってきました。そういう観点からして、今まで本来の社協のあり方と、どこがどのように、それでよかったですのかどうだったのか、検証という形をとっておられたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 社協としての位置づけは全く変わるものがないというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） これから指導的立場ということで、町では社協に職員3人分かな、今どのぐらいか、2,000万ぐらいの助成をしながら管理委託をしているわけですけれども、これからそれが離れて、社協独自でやっていくという解釈だと思うんですけれども、これからのやり方として、社協に継続的に今までと変わりない支援をしていくのかどうか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 現在は、指定管理者制度に基づきまして、社協に運営をしていただいております。4月以降につきましては、施設を譲渡いたして、独自に事業を展開していただく形になろうかと思います。

それから、先ほどの2,000万ほどの補助金というお話がありましたが、それにつきましては決算のところでもお話し申し上げたと思うんですが、福祉活動専門員の補助金ということで、これは介護保険事業とは別に、本来の社会福祉協議会の地域福祉活動に対する職員の人事費相当になるのかなと思いますが、ここにつきましては社会福祉法に規定がありまして、社会福祉法の92条で、国が財政を措置をするので、その第2項で地方公共団体はそれなりの努力、必要な措置を講ずるよう努めなければならないということがありますので、町といたしましては、その法にのっとりまして助成をしているものであります、こここの部分は介護保険とはまた切り離したところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 町としても社協にそれだけのお金を、人件費相当額を補助しているわけですけれども、それは介護保険の給付とはまた別個だということがわかるんですけれども、社協は社協なりに、これからも自助努力というものもしていただくように指導方、よろしくお願いします。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） まず、1つは、今課長の説明ですと、28年の4月1日に建物といいますか、センターを社協に譲渡すると、譲渡というのか。譲渡の前に、まずもって廃止が最初なのか譲渡が最初なのかということをちょっと感じたのね。廃止して譲渡しなければどうなるんだという問題が起きないかどうかという問題と、それからそのセンターは譲渡になるかと思いますが、事業、建物は譲渡すると、デイサービスとか内容は、それも一緒に譲渡するという、建物とそのサービスがくっついているのかということですよ。その辺どういうふうに解釈していいのか、ちょっとわからないんだね。その辺お願いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 廃止が先か譲渡が先かということに関しては、廃止をした後に譲渡されるものというふうに、31日と1日ですので、同時なのかなというふうには考えてございます。これがかなわなければどうなるのかということですが、現在老福センター、デイサービスセンターにつきましては、指定管理をすることを前提とした条例の定め方になっておりますので、廃止及び譲渡がかなわなければ、その条例に基づきまして、指定管理者をまた探すということになろうかと思います。その場合においては、また社協になるのかなとは思いますが、町といたしましても、その辺のメリット、デメリットを考え合わせまして、今後そういう指定管理の費用が続くのであれば、サービスにつきましては従来どおり同協議会に行っていただきますので、住民の方々の利便というものは特に何ら変わるものはないかと思われます。

さらには、社協にこの後譲渡することによりまして、社協といたしましては独自の介護サービスの事業展開とか、そういうことをやって収益を上げていただいて、従来のかかっておりました指定管理に係る費用等を賄っていただくというふうな方向性で考えているところであります。（「建物」の声あり）

建物とサービスということなんですが、今まで管理運営ということで指定管理において建物

を管理運営していただいておりました。サービスにつきましては、事業者ということでやつていただいております。それにつきましては、今後もそのままサービスは提供していただくということで考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 大体理解できたのかなと思いますけれども、そうしますと、私質問の内容は、同時というわけにはいかないと思うのね、譲渡とね。だから、例えば廃止をして、その譲渡がかなわなければ、さらにまたそこで新しい指定管理者の業者というか、事業所を探すんだというやり方をするんだと、そうすることによって、その制度の廃止が今きょうここで可決された場合、それはどうなりますか。可決されてですよ、そしてその譲渡がかなわなかつた場合。言っている意味わかるかな。その辺なんです。どっちもスムーズにいけばいいんだけども、そのように。そこだよ、法的にというか、事務の手続上だ、その辺がどうなつか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） きょうこの条例が可決をされて、その後に施設を譲渡いたしますよと、社協さんが、いや私受けませんということになつたらどうなるのかということ……、（「否決された場合」の声あり）否決されたら、この条例が。

譲渡につきましては、町の条例がありますので、その中に公共的団体が公共的なサービスをする場合は、議会の議決は要らないということになっておりますので、今回条例の廃止を提案したのみで、その後の譲渡に関する単行議案と申しますか、それについては提出はありません。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第148号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

本日は、議事の関係上これにて延会することとし、明11日、午前10時より本会議を開き、本

日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明11日、午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。本日は、これをもって延会といたします。ご苦労さんでございました。

午後2時58分 延会